

官報

号外 昭和五十年三月十四日

第七十五回 衆議院会議録 第十一号

昭和五十年三月十四日(金曜日)

議事日程 第十号

昭和五十年三月十四日

午後二時開議

- 第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第二 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 山村振興法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外十二名提出)
- 第四 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
- 第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員久保田鶴松君、根本龍太郎君及び前田正男君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

議員請暇の件

日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 山村振興法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外十二名提出)

昭和五十年三月十四日 衆議院会議録第十二号 永年在職議員の表彰の件

永年在職議員の表彰の件

日程第四 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時五分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(前尾繁三郎君) お諮りいたします。本院議員として在職二十五年に達せられました久保田鶴松君、根本龍太郎君及び前田正男君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰いたしたいと存じます。(拍手)議長は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員久保田鶴松君は衆議院議員に当選すること十回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功労を多し特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

議員根本龍太郎君は衆議院議員に当選すること十回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功労を多し特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

議員前田正男君は衆議院議員に当選すること十回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功労を多し特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(前尾繁三郎君) この際、ただいま表彰を受けられました議員諸君の登壇を求めます。

〔被表彰議員登壇、拍手〕

○議長(前尾繁三郎君) 表彰を受けられました議員諸君を代表して、久保田鶴松君から発言を求められております。これを許します。久保田鶴松君。

○久保田鶴松君 ただいま、私も三名の議員が、本院在職二十五年に及びましたことに対し、御丁重なる表彰の御決議を賜りました。まことに光栄に存じ、感激にたえません。

ここに、表彰を受けました一同を代表して、一言御礼を申し上げます。

私どもは、昭和二十二年四月第二十三回衆議院議員総選挙におきまして、初めて本院の議席を得、新憲法のもとに新たに召集されました第一回国会に臨んだのであります。自來、二十五年の長きにわたり本院に在職し、今日の榮誉に浴することのできましたことは、先輩同僚議員の温かい御厚情、御鞭撻と、多年にわたる郷土の皆様方の御理解ある御支援のたまものでありまして、衷心より感謝申し上げる次第でございます。(拍手)

いまや、わが国内外の情勢はきわめて重大であります。私どもは、同僚諸賢の驥尾に付し、微力ではありまするが、議会人として国民各位の信頼と期待にこたえるべく、最善の努力を尽くす覚悟でございます。

今後とも一層の御指導を賜りますよう切にお願いをいたしまして、御礼の言葉といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 本日表彰を受けられました他の議員諸君のあいさつにつきましては、これを会議録に掲載することといたします。(拍手)

根本龍太郎君のあいさつ

このたび、本院永年勤続議員として院議を

昭和五十年三月十四日 衆議院會議録第十一号

永年在職議員の表彰の件 議員請暇の件 道路運送車両法の一部を改正する法律案 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

もって表彰の決議を賜りましたことは、まことに身に余る光栄であります。

これひとえに先輩、同僚議員各位の多年にわたる御指導の賜であります。謹んで心から御礼申し上げます。

思えば、敗戦の満州から引き揚げた直後、昭和二十二年の総選挙に於いて初当選して以来、今日迄同僚諸賢と共に祖国の復興と民主主義体制の確立のために微力を傾けてまいりました。

今や、世界は人類史的な大転換期に立っており、日本の政治も根本的な改革を迫られております。

今回の栄えある受彰を機会に、初心に立返り、わが国のゆるぎなき繁栄と議会制民主政治の発展のため、微力を捧げて御奉公申し上げます。

何とぞ、今後とも変らざる御指導、御鞭撻を御願ひ申し上げます。御礼のごあいさつといたします。

前正田男君のあいさつ

このたび、本院議員二十五年在職の故に、永年勤続議員として院議を以って表彰を賜り、誠に身に余る光栄と存じ、感謝に耐えません。

顧みますれば、終戦直後、日本の再建は合理的社会の建設にありと、政界進出を志し、昭和二十二年四月初当選し、新憲法下第一国会に議席を得ましてより、主として防衛・安全保障の確立、科学技術・原子力の振興等、及び郷土の開発、発展に努力して参りましたが、その間に於ける国政の推移と進展に思いを致します時、誠に感慨無量のものがあります。

これひとえに先輩・同僚諸賢の絶大なる御指導と、郷里奈良県の皆様との多年に亘る温かい御支援の賜と、心から厚く御礼申し上げます。

ここに、今日の感激を肝に銘じ、初心に返り、議会政治の確立、郷土の発展はもとより、我が国の繁栄の為、一身を捧げ最善を尽くすことを御誓ひ申し上げます、謝辞といたします。

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

川崎寛治君から、海外旅行のため、三月十五日から二十七日まで十三日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長木部佳昭君。

道路運送車両法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○木部佳昭君 たいだいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自動車需要の動向と自動車の登録、検査等に関する事務の処理に要する経費の増加の趨勢とにかんがみまして、自動車の登録、検査等に関する手数料の額の範囲を改めようとするものであります。

本案は、二月七日日本委員会に付託され、同月十四日政府から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑に入り、二十五日質疑を終了し、三月十三日採決いたしました結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二及び第三の両案とともに、日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、三案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第二 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 山村振興法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外十二名提出)

日程第四 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、山村振興法の一部を改正する法律案、日程第四、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長渡谷直藏君。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○渡谷直藏君 たいだいま議題となりました三法案について申し上げます。

まず、内閣提出、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

山村振興法の一部を改正する法律案及び同報告書

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○渡谷直藏君 たいだいま議題となりました三法案について申し上げます。

まず、内閣提出、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における肉用牛の生産事情の変化並びに牛肉の需要及び価格動向等に対処して、一定の規格に適合する牛肉を指定食肉に追加し、畜産振興事業団にその買入れ、売り渡し等の業務を行わせることにより、牛肉の価格の安定と肉牛生産農家の経営の安定を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、二月十八日に安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取し、その後、慎重に審査を重ね、三月十三日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、日本共産党・革新共同から修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、委員長提案により附帯決議が付されました。

次に、坂村吉正君外十二名提出、山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、山村振興法の実施状況にかんがみまして、その有効期限を昭和六十年三月三十一日まで延長するとともに、振興山村における基幹道路の整備、集落を整備するための住宅の建設、農林漁業の振興を促進するために必要な資金の融通につ

きまして、特別の措置を講ずる等、山村振興対策の充実を図らうとするものであります。

本案は、三月十三日付託され、同日提出者を代表して坂村吉正君から提案理由の説明を聴取し、委員長が委員会を代表して政府の見解をたゞした後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、農林水産委員長提出、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は、昭和三十六年に制定され、その後昭和四十一年、昭和四十五年及び昭和四十七年の三回にわたる法改正が行われ、同法に基づく合併経営計画の提出期限についての延長措置が講じられてまいりました。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力により一応の成果をおさめてまいりましたのでありますが、いまだに五百戸未満という零細規模の組合が相当数存在しており、これら組合の中には、今後合併を行い、その組織、事業並びに経営体制の強化を図らうと志向しているものが相当数あると見られるのであります。

このような実情にかんがみ、本年三月三十一日をもって期限切れとなる同法に基づく都道府県知事による合併に関する計画の認定制度の適用期間を、さらに三年間延長し、合併計画の認定を受けて合併した農業協同組合に対しては、従前どおり、法人税、登録免許税等の減免措置の特例を与え、合併促進の一助にしようとして、ここに本案を提出した次第であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第二及び第三の両案を一括して採決

いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員会理事宇田國榮君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔宇田國榮君登壇〕
○宇田國榮君 たい、ま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件に関し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十年年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

まず、収支予算について申し上げますと、事業収支においては、事業収入は、前年度に比べて三億八千万円増の一千三百三十三億三千万円でありまして、そのうち受信料収入は、前年度に比べて五

十億三千万円増の一千二百七十九億七千万円を予定しております。これに対し、事業支出は、前年度に比べて二百九十九億六千万円増の一千五百二十九億一千万円となっております。その結果、事業収支は二百十五億八千万円の支出超過となっております。これについては、資本収入と資本支出の差額二百十五億八千万円をもって補てんすることといたしております。

また、資本収支においては、収入三百七十七億六千万円、支出百六十一億八千万円の規模となっておりますが、このうち、中継局の建設、放送設備の整備等のための建設費として百三十億円を計上しております。

次に、事業計画は、難視聴の解消を図るための中継局等の建設、放送番組内容の刷新、及び社会情勢の変化に即応した営業活動の推進等の諸施策を実施することとしております。

最後に、資金計画は、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適当である」との郵政大臣の意見が付されております。

通信委員会におきましては、二月二十一日日本件の付託を受け、数回の会議の後、三月十三日、討論もなく、採決を行った結果、全会一致をもって、本件は、これを承認すべきものと議決した次第であります。

なお、委員会は、本件に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案に係る附帯決議を付したことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決

しました。

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長小宮山重四郎君。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔小宮山重四郎君登壇〕
○小宮山重四郎君 たい、ま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、中央更生保護審査会の最近における恩赦上申事件の著しい増加の傾向にかんがみ、同審査会の機能を強化するため、委員四人のうち二人を常勤とし、それに伴う改正をしようとするものであります。

当委員会においては、二月十二日提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取するなど、

昭和五十年三月十四日 衆議院會議録第十一号

慎重審査を行い、本日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(前尾繁三郎君) 内閣提出、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣佐々木義武君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔國務大臣佐々木義武君登壇〕

○國務大臣(佐々木義武君) 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

原子力の開発利用は、現下のエネルギー問題に対処してわが国エネルギーの安定供給を確保するため、大きな役割りを果たすものであり、政府としては、その推進に努力してきたところであります。

しかしながら、その安全性については、必ずしも国民から万全の信頼を得ているとは言いがたい状況にあります。政府は、原子力平和利用の推進に当たっては、まず第一に、その安全性確保のために万全を期し、国民の理解と協力を得なければならぬと考えております。このため、研究、開発と安全規制を同一の局で行っている現行の原子力行政体制の中から、原子力の安全規制等原子力の安全確保に関する機能を分離、独立させ、これ

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案についての佐々木國務大臣の趣旨説明 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する竹中修一君の質疑

を強化することにより、安全確保の明確な責任体制を確立することがぜひとも必要と考えるものであります。

なお、これとあわせて、安全を確保するために必要な試験研究等についても抜本的な強化を図り、安全の確保に万全を期したいと考えております。

この法律案は、このような観点から、現在の原子力局の事務のうち、核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する事務、原子力利用に伴う障害防止に関する事務等、原子力の安全規制に処理するものを分離し、これを一体的かつ効率的に処理する体制として、新たに原子力安全局を設置するとともに、その所掌事務を定めようとするものであります。

なお、これらの改正とあわせて、科学審議官の定数を三人以内から一人に減じ、原子力局の次長二人を廃止して原子力安全局に次長一人を置くため、所要の改正を行っております。

以上が、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(秋田大助君) ただいまの趣旨説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。竹中修一君。

〔竹中修一君登壇〕

○竹中修一君 私は、ただいま提案されました科学技術庁設置法の一部改正法律案に関連し、自由民主党を代表して、政府の原子力政策並びに原子力行政に関する所見を伺い、二、三の質疑を行わんとするものであります。

私は、わが国最初の原子力船の臨界出力試験をこの目で確かめてみたいと思ひ、お許しをいただき、昨年八月二十四日から十一日間、全く個人の資格で原子力船「むつ」に乗り込んだものであります。

す。したがって、「むつ」の出港から洋上試験、放射線漏れのトラブル、「むつ」問題解決のため政府、青森県、むつ市、県漁連との四者協定の締結、「むつ」の帰港など、各時点、各段階において、実際に現場にいて、これに立ち会ったものであります。

私は、この一連の経験を通じて、わが国の原子力行政の現況並びにそのあり方について、いろいろと思ひをめぐらしてみたい。

まず、第一に感じましたことは、原子力船「むつ」の安全性に対し、現地の住民、漁民が最後まで信頼を持てなかつたことである。それは大型船舶の燃料が油から原子力にかわる方がよろしいという概念には賛成できても、現実の原子力船「むつ」には賛成できかねるということであり、原子力船「むつ」は、もともと実験船であり、すなわち、トラブルが起こることもあり得ることであり、すなわち、その場合でも、人命の殺傷、あるいは環境汚染等は絶対にあり得ないような安全対策を講じているという地元民への説得の努力が不十分だったと思ひます。これは実験担当の日本原子力船事業団のみならず、これを監督指導する立場にある政府当局にも言えることである。

さらに、その後、本件に関しての国会論議を通じて感じましたことは、原子力の安全審査及びその後の安全監視について、責任体制がいまいであるという点であります。

もう一つは、現在の原子力行政が、原子力の開発が先行してしまつて、廃棄物処理、温排水あるいは再処理など、いわゆる後始末の問題がおくれていることである。すなわち、原子力行政全般を通じて見て、バランスがとれていないということを感じました。

この意味で、政府が総需要抑制予算の中で原子力の安全研究予算を大幅に増額するとともに、特に、今回ただ一つ、科学技術庁の中に原子力安全局を新設されんとすることは、原子力行政のうち

で、特に安全関係に重点を注ぐという強い政治姿勢を示したものと、私は大いに賛意を表するものであります。(拍手)

総理は、本国会の施政方針演説の中で、「原子力平和利用の促進、原子力安全局の新設、新エネルギーの技術開発に重点を置きました。」と述べておられます。一昨年のオイルショック以来、わが国のみならず、世界各国において次のエネルギー源として、すでに実用段階に入った核分裂方式による原子力利用を考へていくことは、周知の事実であります。その意味で、総理の御所見は妥当なものであると思ひますが、翻つて、わが国の原子力利用の現状はいかがでありますか。

わが国で、現在実用に入った原子力発電所は八カ所あるはずですが、修理、検査、点検中のものをはずすと、本日実際に稼働しているものは二基にすぎないのであります。原子炉の稼働稼働率は七〇〇程度と聞いておりますが、いままでの原子炉は、稼働していた場合でも七〇〇を大幅に下回っているのが事実であります。原子力発電所は、このほか、建設中のものが十五基、建設準備中のものが二基あるわけであり、いずれも大幅に完成がおくれている現況であります。原子力船についても、またそのとおりであります。

かかる事態を政府はどうように認識されておられるのか、その基本的な原因はどこにあるのか、総理の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

政府は、わが国の原子力開発計画の基本的な目標として、昭和四十七年六月、原子力委員会の策定した原子力開発利用長期計画ののちとっているものでありますが、この計画は、原子力開発の各項目についてそれぞれ目標を定めたものであります。それによると、昭和六十年度の原子力発電規模を六千万キロワットとしているのであります。政府は、さきに申し述べましたような客観的情勢を踏まえて、今後、原子力の開発利用をどのようにして進めていられるのでありますか、また、こ

の長期計画をこのまま進めていくつもりであるかどうか、総理にお尋ねをいたします。

次に、現在の原子炉施設の安全規制に関する機構上の問題についてお伺いしたいと思います。

それは、現在の安全規制は、原子力発電について見れば、原子炉設置許可段階は原子力委員会、すなわち科学技術庁が、詳細設計及び工事方法についての認可段階の審査、使用前の検査、定期検査等は通産省が行っております。船の場合は運輸省であります。私は、原子力船の場合、運輸省は船体あるいはタービンエンジン等の検査をするものであって、船舶用の原子炉に関する責任者は原子力委員会、すなわち科学技術庁であると思っております。

責任が科学技術庁と運輸省、原発の場合は通産省に分割されております。私は、こういう点から考えてみて、たとえ原子力安全局ができたからといって、科学技術庁の中で責任の分界というものはできるかもしれませんけれども、政府としては、依然として統括して責任を負うところがないように思うのであります。今後、ますます原子力利用の安全確保の必要性や事務量が增大していく趨勢にあるわけでありまして、これに対応して、的確に、かつ迅速な行政上の処理が必要になるのであります。果たして関連行政機関の連携が緊密にできるものでありましようか。私は、関連行政機関の緊密な連携というよりも、どこかのだれかが統一して行政処理をしていかねばならないと思っております。総理は、原子力安全局という機構をつくったからもう大丈夫であると思っておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

今後、原子力利用の事業を進めていくためには、まず、第一に、地元住民の理解と協力を得なければならぬわけでありまして、この協力を得る方策についてお伺いしたいと思います。

原子力船の場合も、原子力発電所の場合も、地元の一部から反対運動が起こって進展していない

のであります。一体どこにその原因があるのでありましようか。

考えてみますと、第一に、安全と環境問題に対する漠然たる不安があることであります。これは、いわゆる核アレルギー、または放射能ノイローゼと言われております。放射能漏れと放射線漏れを混同した報道等もこれに輪をかけていると思っております。

第二に、地元への利益還元が薄いという不満があります。これは、ややもすれば、ごね得と言われる運動にもなりかねません。

第三目は、原子力は賛成だが、自分のところへは来てもらいたくないという心情であります。これは地域エゴと言われても仕方ありません。

第四に、政府のやることは、何でも反対という反対グループがあることも否定できません。私は、核アレルギー、または放射能ノイローゼと言われるものは、正しい科学知識の普及を平易な形でどしどしやっつけていけば解消できるものと思っております。特に、最近、沿岸漁民の心配している温排水の問題は、漁業補償をするからよいのだとか、ハマチやアワビの養殖にいいといったような従来のやり方ではなく、科学的な裏づけのもとに弊害をなくし、できれば、逆にこれを活用するという方策の究明が必要だと思っております。いずれにしろ、これらの問題は、住民の立場に立って、誠意を持ってやるのが大切であると考えております。(拍手)

住民対策で特に問題となりますのは、政府のやることは、何でも反対というグループであります。政府の調査は信用できない、自分たちグループの依頼した学者でなければ信頼できないという実例がたくさんあります。科学は中正な立場をとるべきものであると思っております。私は、このような反対運動には、政府は、従来の地元対策において、反省すべき点は大いに反省をして、今後は毅然たる態度を持ち、誠意を尽くして地元民と接触されんことを切望するものであります。科学技術

術庁長官の御心境をお伺いしたいと思います。(拍手)

最後に、原子力船「むつ」に関して、これも科学技術庁長官にお伺いいたしますが、「むつ」の新定係港を決定すべき期限は、御承知のとおり四月中旬となつておりますが、私ははなはだ危惧の念を抱いているものであります。現地におきましては、早く「むつ」を他に移すべきであるという動向とは別に、逆に、定係港返上反対の機運も相当高まっているのであります。新定係港はすでに決定しているか、いまだ決まっていないとすると、その見通しはどうなっているのかをお尋ねいたします。

また、日本原子力船開業事業団の存続は、明年三月末で切れるのであります。それまでには試験は完了しないと予想されますので、この事業団の今後のあり方と期限について、どのように考えておられるかお示しいただきたいと思っております。

以上、申し述べましたように、私は、わが国は好むと好まざるにかかわらず原子力利用を進めていかねばならない運命にあるものと考えますが、その大前提になるものは、安全と地元の理解だと思っております。政府のこの点に対する格段の御努力を切望して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(三木武夫君) 竹中君にお答えをいたします。〕
竹中君が御指摘になりましたように、日本は、二十一世紀が来れば新しいエネルギーの開発が行われるでしょうけれども、その間、火力発電、これを補っていくためには、やはり原子力発電というものに頼らざるを得ない。竹中さんは運命であると言われた、それぐらい強いウエイトが原子力発電にかかっているわけでございます。それが、御指摘のように、稼働率は低下するし、また、新しい発電所の建設は非常に遅延しておる。この現状をどう見るかということでありまして、結局は、竹中さんと私は同じ考えです。安全と

環境に対しての住民の不安というものを解消しなければ、この状態というものは正すことができない。そのことについて、いまの政府の意図を御理解願って、原子力安全局というものを新設して、局の新設は全部やらなかったわけですが、これだけは国策としてやったわけでございます。今後とも、これを中心にいたしまして、国民の安全と環境に対する不安というものを解消して、そして、原子力発電というものをどうしても日本のエネルギー源として開発しなければならぬということ、不安を解消しつつ、国民の理解に訴えてまいりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

それから、長期計画の点を御指摘になりました。御承知のように、昭和六十年度に六千万キロワットという目標は、いま四百万キロワットですから、これがなかなか目標達成は容易でないことはおわかりのとおりでございます。これは十分検討しなければならぬと思っております。エネルギー需要の動向とか、現実的な立地の動向とか、中期、長期の経済動向ともならみ合わせて、これは十分に検討したいと思っております。

それから、機構の点をお取り上げになりましたが、御心配をなさる点はまことにごもっともでございます。安全体制というものは、これを中心にして強化していきたいと思っております。

しかし、いま通産省、運輸省、科学技術庁、いろいろ原子力行政の機構というものが各省に分かれ過ぎておるのではないかと、これを統一して処理できるようにできぬかということでございます。この問題は原子力行政の基本に触れる問題でありますので、いま、原子力の問題に対しての懇談会を内閣に設けて、各方面の意見を徴して、原子力行政のあり方の根本について懇談会で御審議を願って、そして結論を得るようになりたい。そういう、いまのような行政の状態というものを、何か

昭和五十年三月十四日 衆議院會議録第十一号

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する竹中修一君の質疑 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する和田貞夫君の質疑

もう少し——これは機構を統一するというだけのものではないと思うのです。機構の統一というのは容易でないと思いますが、各省にまたがる原子力行政というものが、何か機能的にもっと一元化できる方法はないかということは、十分に検討したいと思ひます。

お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣佐々木義武君登壇〕

○國務大臣(佐々木義武君) 竹中議員の御質問に対する御答弁を申し上げます。第一は、地元住民の理解と協力を得る方策についてでございます。

原子力開発は、いまお話がございましたように、必ずしも円滑に進んでおられないわけでありまして、その原因は、地元問題に集中的にあらわれておられるような感じがいたします。御指摘のとおり、安全性に関する不安感、地元利益の還元問題、総論賛成各論反対といったような複雑な要因が絡み合っているのは事実でございます。しかし、それに対しては、地元の正当な要求は一つ一つ解決していかねばならない、積み重ねていかなければならないと考えております。

特に、安全性に関する地元への不安につきまして、これまでの地元への説明に必ずしも十分でないところがあった点は、謙虚に反省いたしまして、地元の住民の立場に立って、誠意を尽くしてその払拭に努力してまいり所存でございます。その際、御指摘のあった科学的な方策の導入等につきまして、十分心がけてまいりたいと思ひます。

もちろん、地元の協力を得るための基本的な前提としては、安全確保に万全を期することが必要であります。政府といたしましては、原子力安全局の新設等安全規制体制の整備とともに、安全研究予算の大幅拡充、安全規制要員の充実等、安全対策を最重点に強化いたしまして、安全性について、国民の信頼の回復を図るべく、格段の努力をいたしておるところでございます。

また、地元に対する利益還元の問題につきましては、前国会で成立を見ました電源三法の活用によりまして、立地地域の公共施設整備等を行うこととしており、今後とも、地元の納得を得るために一層努力してまいり所存であります。

次に、原子力船「むつ」にかかわる新定係港の見直しはどうかという問題でございます。御心配をかけておる新定係港の決定の問題につきましては、御指摘のとおり、地元との合意に基づきまして、こ一月余りを目途に、新定係港候補地の選定作業を進めなければなりません。このため、本年一月二十三日、科学技術庁、運輸省及び原子力船事業団から成る新定係港推進本部を発足させまして、幾つかの候補地を集中的、具体的に検討させているところであります。新定係港の候補地は、これにより次第にしばらくはまいてはおりますが、最終の決断には、なお解決すべき問題が残っており、最後の努力を傾けているところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘のような点も考慮に入れ、「むつ」の教訓を十分生かし、地元住民全体の理解と協力を得て決定の運びとなるよう、細心の注意を払いながら、現在努力をいたしているところであります。三番目に、原子力船事業団の今後のあり方についてでございます。

御指摘のとおり、日本原子力船開発事業団法は、昭和五十一年三月三十一日までに廃止するものとされております。一方、原子力船「むつ」の開発は、いわゆる「むつ」問題を契機に、その後中断していることも御高承のとおりであります。しかしながら、海運国としてのわが国の将来に思いをいたしますと、今後とも、官民相協力して原子力船の開発を進めるべきことの重要性は、いささかも減少してはいないと考えておるものでございます。これまで、原子力船の開発は、原子力第一船開発基本計画に基づきまして進めてまいりました

が、残念ながら、現在のこの計画は大幅におくれています。このため、原子力委員会におきましては、海外における原子力船開発の動向、船用エネルギーの将来の展望等を勘案しつつ、現在の基本計画を再検討することとしておりますが、この過程において、日本原子力船開発事業団の今後のあり方についても十分検討して、何らかの結論を得るものと考えており、その結論を待つて対処してまいりたいと考えております。

いわれる「むつ」問題は、わが国の原子力開発史上、まことに遺憾な事件でありましたが、この教訓を今後の開発に生かして、いわば禍を転じて福とすべく、わが国の原子力開発に全力を尽くして取り組んでいく覚悟でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 和田貞夫君。

〔和田貞夫君登壇〕

○和田貞夫君 総理、あの原子力船「むつ」が、漁民を中心とした地元住民の強い反対を押し切つてまで出港し、洋上での出力試験中に放射線漏れが生じ、五十日間もの漂流を続けた果てに、いまや撤去作業の進む母港で雪に埋もれてつながられているのでありますが、その姿にこそ、まさに、わが国の原子力行政そのものが象徴されているとあなたはお考えになりませんか。(拍手)

私は、日本社会党を代表いたしました。科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、わが党の考え方を述べながら、政府の原子力行政に対する基本姿勢に対し、根本的再検討を求めるとともに、総理以下、関係閣僚の見解をただしたいと存じます。

わが国の原子力行政が低迷を続けている最大の理由は、そもそも昭和三十年の原子力三法が決められたときに発しているものであります。神奈川大学の川上教授が、「原子力という新技術の管理が、現在の行政概念になじみにくいものであるにもかかわらず、行政技術的な発想で原子力行政がスタートしたときから問題を内蔵してい

た」と指摘されていますが、まさに核心をついたものであります。さらに、同教授は、「原子力という技術の研究、開発、利用にふさわしい体制はどうあるべきか」という基本から出発しない限り、現象的な欠陥をいろいろ指摘してみても、在来的な官僚制度の壁にぶつかるとは「と、その病根を突いて明快に述べられているのであります。

本改正案の、原子力局を原子力安全局とに分割するというような考え方は、政府の原子力行政の致命的欠陥にメスを入れるものではなく、たゞ重なる原子力事故に対する国民の不安と怒りをそらすとする、官僚的発想による単なる機構いじりにすぎないと、厳しく批判されても仕方ないでしょう。(拍手)

現行原子力行政の中核である原子力委員会を、当時の論議では、原子力の平和利用に関する最高の企画、立案の決定機関とし、その執行を原子力総局に命ずることができるといふ、行政委員会に近い性格のものが構想され、閣議決定にまで持ち込まれたと記憶しているのでございます。しかし、現在の原子力委員会は、総理大臣の諮問機関というより、むしろ科学技術庁長官の諮問機関に成り下がりが、直属の事務局も持たず、概して強力な予算の裏づけもなく、その権能にも多くの制約が加えられているのが実情でございます。

また、学界が当時、行政委員会案を主張されていたのは、第一には、原子力における先進諸国とも言うべき核保有国とわが国との技術格差が大きく、よほど強力な研究開発推進体制がとられない限り、格差の解消はむずかしい状況にあったことと、第二には、万が一の軍事的利用を防止する上でも、政治から分離した体制の方が好ましいとの考えであり、そのために、核保有国に從属的にならず、平和利用技術の自主的開発を進めるには、行政委員会の権限と独立性がどうしても必要であるところのことでございました。ところが、日の目を見なかつたのは、その権限

と独立性を与えることに對して、たとえ、独禁法改正を骨抜きにし、公正取引委員会の機能と権限強化に反對するがごとく、自民党と官僚が危惧の念を抱いたからでございます。そのほかには、もちろん、安全性よりも、経済性本位の開発を推し進めようとした産業界の意図も込められていたことは、また疑いのないところでございます。

原子力開発が始まって二十年を経過しますが、その間、ほとんど外国技術の導入にのみ終始し、特に原子力発電の分野では、国内に研究開発の体制がないままに推移し、わが国と先進諸国との技術格差は全く解消してないにもかかわらず、産業界では強引に大規模な原子力発電所の建設が進められてきたのであります。

諮問機関の存在である現行の原子力委員会では、このような産業界での独走を防ぐことができないのは当然であり、原子力発電の技術導入路線と、原子力研究所などによるわが国の研究開発計画との間に、有機的関連を持ち得ず、今日に至っているのではございません。これでは、原子力委員会の設置を決めた原子力基本法第四條の精神を全く喪失したとも言わざるを得ません。

先日の参議院予算委員会において、佐々木長官も、原子力委員会が開発に力を注ぎ過ぎていて、安全性の問題についてはその責任の所在が分散し、独自の安全研究が不十分だとし、現行原子力委員会の開発中心主義を認めざるを得なかったところに、現在の原子力行政は尽きているのでございます。

総理、この際、原子力行政を見直す考えはございませんか、見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

以上のような現状に對し、わが党の基本的考え方は、原子力行政の基本姿勢を再検討し、自主、民主、公開の原子力平和利用の三原則を厳守し、安全性を第一とする一元化した原子力行政を確立することであり、以下、安全面、エネルギー政策、原子力行政の組織上の問題点について、見解を承つておきたいと思ひます。

まず、安全面についてでございますが、原子力に關しては、未知の部分や困難が比較的少ないはずの遮蔽技術においてさえ、日本はきわめて未発達であり、基礎的研究の蓄積がいかに欠けているかは、原子力船「むつ」の問題が証明しているところであり、最近相次いで明らかになってくる冷却パイプと炉本体の応力腐食割れ、蒸気発生器の細管腐食、燃料棒の破損、緊急冷却装置等の安全装置の機能不全などの問題も、さらにまた、使用済み核燃料の安全な再処理や、放射性廃棄物の最終処分などの問題も、遮蔽技術より、はるかに重大な未知の部分や困難を秘めており、しかも、基礎的な研究が決定的に欠けているのでございます。また、内部に働く人々の集積被曝線量も、年々大幅に増大しているのが現状ではございませんか。

取り返しのつかない悲劇的な事故を未然に防止するためには、原子力船であれ、その百倍も大きな出力の原子炉を持つ原子力発電所であれ、また再処理工場であれ、このような実用装置を建造してよい段階ではなく、全分野における基礎的な実験、研究を積み重ねるべき段階であることが、だれの目にも明らかであるにもかかわらず、もっぱらアメリカの研究と運転経験や、米原子力委員会の安全評価に依存しているのが現状ではございませんか。

幸いなことに、まだ大事故を起こしていないものの、中小の事故や故障が続発し、いずれも稼働率が著しく低下し、美浜一号炉に至っては、昭和四十九年度の稼働率が、実に七割にまで低落しているではございませんか。一基に七億円も一千万円もかけた原子力発電所が、ほとんど稼働できなくなるということは大変な損失ではございませんか。しかも、このことによつて値上げされた電力料金が使われるのでは、国民は納得することができないのでございます。政府の責任ある答弁をこの際求めます。

あわせて、使用済み燃料棒の再処理の後にできる高レベル放射性廃液の処分を、最終的にどのような計画を持つておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。一千年以上も安全に漏れなく保管する必要があるとされているこのようなもの、安全な最終保管、処分方法が確立されないまま核燃料を使用し、再処理するなどというものは、全く危険千万ではございませんか。

原子力の環境、安全問題は、技術と社会の両側面から検討されなければならないのは当然ではございますが、昨年十月に原子力委員会の環境・安全専門部会から安全審査体制のあり方などの報告がなされたのが、今回の改正法案の背景となつていると考えられますが、この報告書は技術問題に終始し、原子力の平和利用推進に欠いてはならない住民の信頼を、いかに回復するかという根本問題が欠落しているのではございませんか。

また、実用炉をどんどん大型化し、建設してしまつてから、国民の安全にかかわる重大な技術上の諸問題の研究が後追いついていくなどという姿は本末転倒であり、他の公害に比べて、はるかに深刻になり得る放射能を大量に生み出す原子炉を、安全性の十分な確立なくして実用化し、商業的に先行させてしまつてよいのでございませうか。ただ、いまままでに建設された原子力発電所は、

波つているのを見るや、補助金をえさに、いわゆる札束ではつたをひびたくするような露骨なやり方にもなつてくるのでございます。行政が住民との信頼関係を保持するには、事実をありのままに公開するとともに、とりわけ、原子力のような巨大な新技術の推進に当たつては、不断の對話が必要であると思ひます。

ところで、現下の原子力行政で最重要な原子炉安全審査会の委員には、安全性に疑問を持つ学者は任命されておらず、せつかく任命しても、良心的な委員は辞職してしまつてしまつてしまつて、現在は、企業秘密優先の委員ばかりで構成されているのが実態ではございませんか。(拍手)

また、昭和四十八年に原子炉の設置に係る公聴会制度を設けましたが、ここでも地元民を代表する学者を参加させず、この公聴会には、核燃料再処理施設の設置を含む原子力発電の全システムが、自然社会環境にどのような影響を及ぼすかという総合的な視点が全くございません。

また、開催の必要を原子力委員会の一方的判断にゆだねられ、質疑、討論が一切禁止され、公聴会で陳述された意見に對する原子力委員会の検討結果は、総理大臣に答申する時点でしか明らかにされず、それに対する疑問や新たな反論は、一切許されない仕組みになつてしまつてしまつてしまつて、このような現状では、わが国のエネルギー政策とも重要な関連を持つ原子力行政において、その開発、推進の問題のみならず、世界で唯一の被爆国民として、核という問題に異常な関心を持つわが日本人の感情から見ても、原子力行政はさらなる混迷を深めるであろうことは、だれの目にも明らかでございます。

総理、あなたも、去る参議院の予算委員会で、現在の原子力行政は開発一本やりのような印象を与えている、安全性について国民の納得を得るようになりたいと述べられまして、原子力委員会の大幅改革をほめかしておられるのでございませうが、原子力委員会を独立した行政委員会に改組

また、原子力発電所や、その他の原子力施設の設置が予定されている自治体が、その受け入れを

昭和五十年三月十四日 衆議院會議録第十一号

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する和田貞夫君の質疑

三三二

し、その委員長は科学技術庁長官や国務大臣が兼務してはならないこととし、国会の議決によって選任された委員の互選によって決めるべきであると考えますが、いかがでございますでしょうか。

原子力安全局のような機構は、行政委員会として衣がえした原子力委員会の事務局として設置すべきであると思いますが、いかがでございますでしょうか。(拍手)

また、国民の信頼を得るためには、原子力基本法第二条に述べているとおり、すべての資料は公開すべきであり、原子炉安全専門審査会を規制委員会とし、委員は、地域住民や労働者側の推薦する学者や技術者と、使用者側の推薦する専門家との同数ずつで構成すべきであると思いますが、いかがでしょうか。これらにつきまして、明快な御答弁をお願いしたいと思います。

さらに、仮想事故に対する災害評価の甘さがあること、あるいは、タブー視されていることが学者によって指摘されているところでございますが、あわせて、この面についての御意見を承りたいと考えます。

次に、エネルギー政策との関連であります。原子力発電と一口に言っても、今日の死の灰を必ず生み出す核分裂型の原子力発電は、決して長期的な本命ではなく、一時しのぎの、いわばかん詰めのようなエネルギー源にすぎないということが、多くの学者の見解でもございます。

本命は、死の灰を出すことのない核融合方式であります。石油や石炭やオイルシェールなどが本場に枯渇してしまつた時点で、もし万が一、まだ核融合が実用化できない場合には、その間のつなぎとして、初めて核分裂型の原子力発電の建設を検討すべきであつて、そのためにいま必要なのは、核融合の研究開発にこそ、もっと大きな力を注ぐべきではなからうかと思ひます。

特に、日本のような大地震の多い、しかも人口稠密な国で、核分裂型の原子力発電所をつくるのは、諸外国に比べて危険性が著しく高く、幾ら大

地震に耐え得るように設計してあつても、パイプに予期しないひび割れが生じているような状態では、そこから破断することにより、取り返しつかない大事故になるおそれがあるのをごさいます。このことだけでも、大型実用炉の建設は当面中止させるべきではないかと思ひますが、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

最後に、わが国の原子力行政が、軍事目的を主要に追求する米原子力委員会に決して追従することなく、あくまでも自主的、主体性を持つ日本の原子力行政であるべきことを強く要求いたしました。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕
○内閣総理大臣(三木武夫君) 和田議員の御質問にお答えをいたします。

和田議員は、原子力委員会というのを、思い切つてこれを改組して、決定機関として、独立した行政委員会にしたらどうかという御提案でございます。また安全局も、その原子力委員会の事務局として安全局を設置したらどうかという、原子力の機関に対して抜本的ないろいろな御提案がございました。

私も、いまの原子力行政というものを、そのままにしておくわけにはまいらぬと考えておりますので、原子力行政の懇談会を設けましたのも、ただおさなりの一つの改革というのでなくして、根本的に原子力行政というものを考え直してみたい。何分にも専門的な知識も要する問題でございますので、各方面の専門家の意見も徴して、これは近く発足するつもりでございます。そういうことで、そういう点も含めて、これは十分今後検討してまいる次第でございます。

「むつ」の漂流をどう思うかというお尋ねでございますが、やはり原子力行政は見直さなければならぬなという感じを、私も深くしたわけでございます。

それから、安全性の問題について、どうも安全審査というものが、外国の研究に依存しておると

ころが多いから、日本は自主的になかなか安全審査が行えないのではないかという危惧の念をお持ちのようでありました。

これは、確かに外国の研究に依存するところが多いことは、もう申すまでもないわけでございますが、相当な歴史を経て、日本もまた、原子力開発に対しては、相当の経験、知識を持ってまいりまして、安全の審査に対しては、自主的に十分安全性を確保できるという確信を持つに至つておるわけでございます。しかし、この問題については、やはり機構上の問題もございまして、いろいろな点でこれはいろいろ再検討を要する面はありますが、自主的な安全審査を行える能力は持つておるといふのが、われわれの考えでございます。

それから、安全性の確保の意味から、原子力というものを、少し大型のものをやめたらどうかという御発言がございましたけれども、これは大型、小型というものを区別して扱つてはならないわけでございます。

それから、原子力基本法に基づいて、成果は公開をするということが今後必要であるということと、われわれも同意見に考えておりますから、特殊な場合を除いて、できる限り資料は公開をして、国民の理解に訴えたいと思つております。

それから、エネルギー政策について、将来、核融合というものの研究を促進していくべきではないか、われわれも同意見であります。日本は、将来、核融合というものに力を入れていくべきだと思ひます。

しかし、これは何分にも困難な技術でありますから、これはひとつ、恐らくはやはり二十一世紀の新しいエネルギーである、それくらいの腰を据えた研究が必要である、こういうふうに考えておるわけでございます。その間は、やはり核分裂のエネルギーに依存するわけでありますから、核分裂エネルギーの安全性というものを対して、われ

われが今後万全を期していくことが必要である、こういうふうに考えておるわけでございます。

御質問の答弁が漏れておりましたら、科学技術庁長官が補うことにしてもらいます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕
○国務大臣(河本敏夫君) お答えをいたします。

原子力発電のコストは、その建設費が非常に大きいということを考慮に入れましたも、重油発電所に比べて、そのコストは非常に安くなつております。

そして、先ほど稼働率が非常に悪いというお話がございました。

現在、わが国で稼働中の原子力発電は、御案内のように、およそ四百万キロでございます。建設中のものがおよそ千三百万キロでございます。その中で、稼働中のものの中で例外的に悪いものもございまして、また、稼働率の非常に高いものもございまして、そういうことで、よほどのことがありません。重油発電所に比べて原子力発電の方のコストが安い、こういうことが言えると思つております。

そこで、電力料金との関係でございますが、そういうことでございますので、そのために電力料金が高くなつておる、そういう事実はございせん。(拍手)

〔国務大臣佐々木義武君登壇〕

○国務大臣(佐々木義武君) お答え申し上げます。

第一点は、原子炉の仮想事故に対する災害評価が甘過ぎはせぬかという御指摘でございます。原子炉の立地につきましては、原子力委員会におきまして、先進諸国の審査指針、あるいはわが国における特殊な事情も考慮いたしまして決定いたしました原子炉立地審査指針というものを基として、非常に厳正に評価が行われておるものではないかという点を、まず述べたいと思ひます。

すなわち、立地の評価に当たつては、通常考えられないような万々の事故の発生をも仮想いた

しまして、その場合においても、なおかつ、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないことが重要な要件となっているのであります。

さらに、専門的な説明になりますが、評価に際しては、炉心の全燃料が溶けて放射性物質が放出されることを仮定しているものであります。この仮定は、通常起こり得ないきわめて厳しいものであります。

次に、再処理施設における高レベル放射性廃棄物の処理の問題でございます。

再処理施設で発生いたしました高レベルの放射性廃棄物につきましては、先進諸国における処理方法と同様に、慎重な配慮のもとに、施設内にとりあえず保管しておく方針であります。さらに、現在、一層処理の安全性を高めるため、固化処理に関する研究開発を、動力炉・核燃料開発事業団におきまして、強力に実施を進めている最中でございます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)
○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(秋田大助君) 内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣田中正巳君。

〔国務大臣田中正巳君登壇〕
○国務大臣(田中正巳君) 国民年金法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

年金制度については、昭和四十八年に厚生年金及び国民年金を中心に、給付水準の引き上げと物価スライド制の導入を柱とする改善充実が行われ、昨年においても福祉年金額の引き上げ、物価スライドの繰り上げ実施などの改善が行われたところであり、その後における経済社会情勢

の変動にかんがみ、最も受給者の多い福祉年金の内容をさらに充実させるとともに、拠出制年金についても、急激な物価上昇に対処した措置を講じていく必要があります。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、福祉年金額の引き上げ、厚生年金、拠出制国民年金等の物価スライドの実施時期の繰り上げ等を行うとともに、拠出制国民年金の保険料の適正な改定を行い、年金制度の充実強化を図ろうとするものであり、また、年金福祉事業団に政府が出資できることとするための所要の改正を行うこととしたしております。

以下、改正法案の内容について、概略を御説明申し上げます。

第一に、福祉年金の額につきましては、老齢福祉年金の額を月額七千五百円から一万二千円に、障害福祉年金の額を、一級障害者について月額一万一千三百円から一万八千円に、二級障害者について月額七千五百円から一万二千円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を月額九千八百円から一万五千六百円に、それぞれ引き上げることとしたしております。あわせて、老齢特別給付金の額を月額五千五百円から九千円に引き上げることとしたしております。

第二に、昭和五十年年度における物価スライドの実施時期を、厚生年金及び船員保険については昭和五十年十一月から同年八月に、拠出制国民年金については昭和五十一年一月から昭和五十年九月にそれぞれ繰り上げ、あわせて、国民年金の五年年金の額を昭和五十年十月から、さらに月額一万三千円に引き上げることとしております。

第三に、厚生年金または船員保険の被保険者で、六十歳以上六十五歳未満の低所得者に支給する在職老齢年金につきまして、支給対象者の標準報酬月額限度額を四万八千円から七万二千円に引き上げることとしております。

第四に、拠出制国民年金の保険料につきまして、昨年に引き続き段階的引き上げを行い、その

額を現行の月額千円から三百円引き上げ、千四百円とすることとしております。

第五に、年金福祉事業団につきまして資本金の規定を設け、政府が予算で定める金額の範囲内において出資できるものとしております。

なお、福祉年金の額の引き上げは本年十月から、厚生年金及び船員保険の改善は本年八月から、拠出制国民年金の保険料の引き上げは昭和五十一年四月から、年金福祉事業団に関する改正は本年九月から、それぞれ実施することとしております。

以上をもって改正法案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(秋田大助君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。田口一男君。

〔田口一男君登壇〕

○田口一男君 ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、私は、日本社会党を代表し、三木総理大臣と関係大臣に質問いたします。

この年金問題は、現在、国民の最も関心を寄せている問題であり、なにかんずく、当面する高齢者の生活状態からもちろんのこと、本来、長期的な視野に立つての制度運営が基本となるものでありますから、誠意ある、そして具体的な御答弁を要望いたします。

かつて国連職員であったフランスのポール・バイヤ氏は、「老年の社会学」という著書の中で、「退職年金の問題になると、とたんに議論は感情的な色彩を帯びてくる」と述べているのであります。どうか冷静に考えても、今回提案の老齢福祉年金一万二千円は、三木内閣の福祉重点政策の目玉と言われるには、ほど遠いものと言わざるを得

ません。

四十七年に立案をして、四十八年二月に閣議決定を見た経済社会基本計画でさえ、五十年年度に一万円を決めていたのであります。したがって、その後三年間の異常なインフレに対応する分がわずかに二千円ということであり、この程度の引き上げでは、いうところの目玉ではなく、二階から目薬と言わなければなりません。

この二月一日、本院予算委員会、わが党の多賀谷委員から、老齢福祉年金の水準は、大体軽費老人ホームに入れるぐらいの水準とすべきであるとの御意見に対して、田中厚生大臣は、大体その程度のことを考えて、いま苦心しているとお答えになったのであります。ところが、一カ月経た今日では、三木内閣に対する世上の批判そのままに後退しているのであります。

そこで、三木総理にお尋ねいたします。総理が、今日四日お会いになった古宮さん、北海道稚内から東京までの三千キロを歩き通した「もうがまんならん隊」の古宮さんの訴えにもあるように、改定時期の繰り上げも含めて、いま一度増額を考へるべきではないでしょうか。その決意のほどを示していただきたいのであります。言うまでもなく、年金は、高齢者のための所得保障に重点を置く、つまりは、生活資金としての金銭給付が目的であります。もちろん、高齢者の生活がこの金銭給付のみで成り立つものではありませぬ。医療、住宅、職場等々、その他の諸施策等と相まって高齢者の生活を支えなければなりません。この立場に立って、われわれは、目下の緊急課題である高齢者対策と長期的な視野に立つての制度の運営をも考へて、この老齢福祉年金を月三万円とすることを強く要求するものでござい

ます。(拍手)
確かに、月額一千円引き上げるのに六百億、一万円で六千億という、財源的にかなりの金額を必要とするでしょう。にもかかわらず、今回の程度

昭和五十年三月十四日 衆議院會議録第十一号

国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する田口一男君の質疑

三二四

では、年金の拡大に大して役立っていないのであります。

そこで、この老齢福祉年金の持つ基本的な性格について、この際、改めて明らかにしてもらいたいのでございますが、すなわち、老齢福祉年金によつて生活保障をする、言いかえれば、食つていけないという水準でなければならぬとするのか、それとも、この年金は補足的なものであり、生活保障の機能を持つ他の拠出制年金、これとても十分ではございませんけれども、他の年金よりも水準が低くてもやむを得ない、つまりは、気の毒な高齢者への恩恵的対策であると思つているのか、この点をはつきりする必要があると思つているのでございます。(拍手)

私も、もちろん食つていけない年金、生計を維持し得る水準でなければならぬと考へるものであります。総理はどのように考へておられるのか、お示し願ひたいのでございます。

どうも今回の改正案は、三木内閣の唱へる社会的な不公平の是正、特に社会的弱者援護の問題と年金制度の問題とを重なり合わせて、年金制度に対する将来の見通しを欠いたまま、ただ目前の緊急避難的な措置として、この老齢福祉年金を一萬二千元に引き上げたにすぎないと思へないでございませう。そうではないでしょうか。そうでないとするならば、むしろ今回の改正を通じて、一般財源の制約を口実として、高福祉高負担を押しつける下地をつくらうとしてゐるのではないのでしょうか。その点を強く指摘したいのでございませう。

現に、財政制度審議会の社会保障に関する建議は、「福祉年金について、一般租税財源だけではなく、拠出制年金の被保険者及び事業主に応分の負担を求めること」云々と述べており、また二月二十七日、大蔵省は三木総理に、「福祉財源を確保するためには、一般的消費税である付加価値税などが真剣な検討課題となる」との大蔵省の基本姿勢を説明したと新聞が報道しております。昭和

五十一年度に繰り上げることになった年金財政再計算期を前にして、この際、老齢福祉年金の性格、財政負担のあり方などについて、大蔵、厚生両大臣からも明確な御答弁をお願いいたします。

そして、国民所得に占める社会保障給付費の比率は、わずかに約七%の状態にあるのが国を、せめてフランス、西ドイツ並みの一五%以上に引き上げるべきではないでしょうか。大蔵大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

次に、年金財政、年金制度に関連して、厚生大臣に、さらに突っ込んでお尋ねをいたします。

昭和五十一年度の財政再計算に当たつて、大臣は、この際、制度の全般的、根本の見直しを行つたと述べておられるわけですが、今日まで断片的に語られてゐる考へ方は、一例として、去る一月二十四日の年金局長の基礎年金構想や、昨年九月、当時の政府・自民党首脳会議での賦課方式への切りかへ論などございませうけれども、これらは、むしろ国民に、とりわけ年金受給者に不安を与へてゐるのが実情でございませう。

つまり、基礎年金構想などの背景には、老齢福祉年金と拠出制国民年金の財政問題があり、さらに、厚生年金や、その他の公的年金制度間の財政調整にまで発展するのではないかと心配してゐるのであります。われわれは、制度、財政の抜本的改革を強く望むものであります。ただ、その際には、公的年金の持つ性格からいって、当然に生存権の保障、社会的連帯、そして世代間の合意によつて支えられるという基本が貫かれていなければなりません。(拍手)

この基本的立場から、多くの問題点、欠陥を持つてゐる現行年金制度に対して、抜本的改革を主張するものでありますけれども、以下、申し上げる諸点について、厚生大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

その第一は、何と言つても、それぞれの年金給付水準が、絶対的、相対的に低いこととございませう。いわゆるナショナルミニマムを保障する給付

水準になつていないのであります。したがつて、今日の基準で、すべての年金制度の最低保障を月六万円とすることが必要であります。

第二に、国民皆年金制度であると言つておられますけれども、現在最も給付を必要とする高齢者の大半が、本格的年金給付を受けるに至つていないのであります。具体的には、現在の老齢福祉年金受給者約四百万人、それと、俗に谷間と言われた老齢特別給付金受給者約五十万人、さらに、拠出制国民年金の経過年金受給者約二百五十万人がそれとございませう。これらの人々は、本来的に年金権を有する者と見なければなりません。したがつて、夫婦で最低保障額を支給するものとして、一月三万円、夫婦で六万円とすべきでございませう。

第三は、今日ようやく物価スライド制を採用されたといふものの、いわゆるタイムラグが解消されておられません。したがつて、今日のインフレ、物価高のもとにおいては、消費者物価上昇率が一定水準を超えた場合に、緊急物価スライドを行うことが必要であります。さらに、社会経済の変動に対応し得る仕組みとするためにも、賃金自動スライドを賃金改定期の四月から実施すべきであります。

第四には、年金制度が、大まかに分けても、八つもの制度に分かれてゐることとございませう。しかも、相互の整合が不十分であり、各制度間の給付水準格差ははなはだしく、昨年度の平均月額で五千円から五万円という格差があるのでございませう。さらに、標準的な支給開始年齢もまちまちであります。年金年齢をめぐる論議は、いわゆる定年制とも大きな関係を持つておりますけれども、いづれにいたしましても、年金年齢を統一し、どの制度に移つても、ひとしく通算することが必要であります。

こうした問題を抱へてゐる各年金制度の中でも、わが国年金制度の大宗を占める厚生年金は、とりわけ問題が多いのであります。

その一つの例として、定年退職者の再就職の扱ひがございませう。いま御提案がありました。六十歳から六十五歳までの厚生年金受給者が再就職した場合には、その受ける賃金に比して年金をカットされるという在職老齢年金制度があるわけとございませう。年金受給資格のつくまで働いて、しかも、政府の中高年齢者の再雇用の呼びかけに、応じ、もちろん年金だけでは食つていけませんから再就職はする、すればしたで年金がカットをされる、これが社会的公正と言へるでしょうか。

そればかりではありません。さらにその上に、再就職後の低賃金が原因となつて、最終的に年金生活者となつたときに、年金額が減るといふのは矛盾した年金計算方法のために、現在泣いておる者もあるわけとございませう。このような弱い者いじめは即刻やめるべきであります。

加えて、自分の年金を自分で計算できないという複雑な仕組みになつておられます。これを在職時最高賃金の六〇%になるように、西ドイツなどで採用してゐる年金ポイント方式などを検討すべきではないかと考へます。厚生大臣のはつきりした御答弁を要求いたします。

第五点は、年金における妻の座をどう見るかという点とございませう。直接的には、厚生年金や共済年金などの遺族年金の支給率でございませう。これらはすべて基本年金額の二分の一となつており、厚生省の調査の結果でも、遺族年金受給者の悲惨な生活状態が明らかにされてゐるのでありますから、障害年金とともに通算制度を採用すると同時に、当面、遺族年金の支給率を、百分の八十を最低とすべきであります。

最後の第六点は、財政の問題でございませう。われわれは、無拠出老齢福祉年金は、これを全額国庫負担とするともに、他の公的年金は賦課方式を採用すべきであると、一貫して主張してまいりました。ところが、厚生省のこれに反対する理由の最た

るものは、いわゆる世代間の負担の不公平ということでございます。今後の老人人口比重を考えれば、次の世代の負担が大きくなるから、いまのうちに積み立てておいて将来の負担を軽くするのだと言っているのであります。

ところが、厚生大臣、物価が年に二〇%以上も上昇している現状では、四十九年度で、実に二兆三千億円の積立金がインフレによって奪われているのでありますから、二十年、三十年先には大変な目減り、減価になることは、だれが見ても明らかでございます。しかも、一方で、保障すべき社会的所得水準ははるかに高くなっているでしよう。これでは積み立てておいても、ほとんど足しにならないのではございませんか。

また、わが国はこれから本格的な人口の老齢化を迎えるからと言っておるのでありますけれども、人口問題研究所の調べによりますと、六十五歳以上人口の割合は、確かに昭和四十五年の七%から昭和六十年の九・五%、昭和七十五年には一三・四%に達するものと予想されております。しかし、欧米工業国の六十五歳以上人口割合は、現在すでに一〇%から一四%レベルにあるのであります。その状態で、今日、賦課方式によって充実に年金水準を給付しておるのであります。なぜ、これらの諸国と肩を並べるわが国だけができないのでございましょうか。

次いで言え、六十五歳以上人口と、十五歳から六十四歳までの人口、すなわち生産年齢との対比を示す老齢人口指数を見ても、昭和八十年になって初めて、今日の欧米工業国の指数と同程度になるのであります。工業先進国として、アメリカ、EU諸国に伍するわが国が、国民所得に占める年金給付はわずか一・六%、西ドイツの十分の一、フランスの五分の一にすぎないのであります。

○副議長(秋田大助君) 田口君、申し合わせの時間が過ぎましたから、簡単に願います。
○田口一男君(続) しかも、関係指数は、なお二十年から三十年の余裕があるのであります。この

事実からも、ますますにでも、賦課方式によって食える年金を支給すべきであります。三木総理の決意のほどを示していただきたいのであります。最後に、現在の老齢者は、教育、税金など、社会的には掛金を掛けてきたと見るべきでありますから、掛けていないんだから、あめ五年金でいいというの大変な間違いでございます。順送り社会全体で親孝行という賦課方式こそが、生存権の保障、世代間の合意を得る最も必要な、正しい年金制度の基本にかなうものと考えます。

福祉充実を希望する三木総理、そして、社会保障問題に熱心な田中厚生大臣の明快な御答弁を期待いたします。質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣(三木武夫君) 田口議員にお答えをいたします。]
田口議員は、福祉年金をこの際大幅に引き上げたらどうか。三万円という額を御提示になりました。この福祉年金は、御承知のように、これは掛金のない年金でありますから、多いにこしたことはないと思っております。その福祉年金は、すべて国民の税金によって賄うよりほかにはないわけでありまして、三万円という福祉年金を支給いたしますと一兆八千億円、一兆八千億円の税金を持つてこないと、三万円の福祉年金を支給するわけにはいかぬわけでありまして。

それで、政府とすれば、一万二千円ということでは、いま七千五百円でありまして、一挙に一万二千円にしたということは、こういう財政の条件の中で、これは相当な決意であったということでございます。そのために、財政当局なども苦心をしまして、一万二千円という福祉年金にいたしましたわけでございます。無難なことは十分でないにしても、何とかして、インフレのもとにおける老人の生活の支えに少しでもなるようにという、政府の意図というものを御理解願いたいのでございまして、一万二千円というのでも相当な苦心をしたのでございまして、田口議員の言われるような、三万円とかいうものにさらにそれを増額するということとは、そういう気持ちはあるにしても、財政的にはこれは不可能でございます。そういう考えは、いまはしないわけでございます。

○内閣総理大臣(三木武夫君) 田口議員にお答えをいたします。
田口議員は、福祉年金をこの際大幅に引き上げたらどうか。三万円という額を御提示になりました。この福祉年金は、御承知のように、これは掛金のない年金でありますから、多いにこしたことはないと思っております。その福祉年金は、すべて国民の税金によって賄うよりほかにはないわけでありまして、三万円という福祉年金を支給いたしますと一兆八千億円、一兆八千億円の税金を持つてこないと、三万円の福祉年金を支給するわけにはいかぬわけでありまして。

でございますから、田口議員の言われるような、三万円とかいうものにさらにそれを増額するということとは、そういう気持ちはあるにしても、財政的にはこれは不可能でございます。そういう考えは、いまはしないわけでございます。

最初は、これは千円から出発したので、それから、敬老的なものでしょうが、今日では老後の生活の設計の支えになりつつあるということ、福祉年金の性格の変化をわれわれも考えておるわけでございますから、今後とも改善を図ってまいりたいと思っております。

しかし、今後これを充実するためには、いまお話し申したように、財源の関係もございまして、いろいろ年金制度全般の問題と関連をいたします。いま、年金制度全般を見直してみようということ、厚生省で検討いたしておりますから、その過程で、慎重に福祉年金の年金額については検討を加えたいと思っております。

この年金制度も、ある時期が来ると、非常に受給者が急増するわけでもございまして、直ちにいま賦課方式に切りかえることには問題があると思っております。将来の一つの財政方式の問題として、この問題も慎重に検討しなければならぬ問題でありまして、親孝行ということをおっしゃる、若い人たちがみんなが老後の生活のめんどうを見るということ、老後の生活の保障に對して、みんな、若い人たちが国民も、全部がお互いにくれんどうを見ようじゃないかという社会的な考え方というものは、私も賛成であります。そういう形でお互いに老後の生活が不安のないように、老後を守ることは、やはりわれわれとしての責任であると考えておる次第でございます。
○国務大臣(田中正巳君) 私に對する御質問の第一は、老齢福祉年金の財源についてでございます。いまは、御案内のように、一般租税財源によっておるわけでございますけれども、田口さんが御指摘の老齢福祉年金の性格にも関連いたしました。将来、拠出制年金の被保険者に応分の負担をかけてもいいじゃないかという議論もあれば、間接税その他の税源に期待すべきじゃないかという議論もございまして。今後の経済社会の動向を見ながら、総合的に判断すべきものと考えます。
第二の御質問は、国民所得に對する社会保障給付の割合を引き上げたらどうかという御質問でございます。

現在七%程度でございますから、フランスのように一五%のものもあるのだから、もっと引き上げるべきでないかという御提案でございます。しかしながら、これは社会の構成が日仏の間では違うわけでございます。申すまでもなく、六十五歳以上の人口比が、フランスにおきましては一三・四%でございます。日本は七・五%でございます。また、年金受給者の被保険者に対する比率は、フランスは二七・一%、日本は四・二%というように、全然構成が違っておるわけでございます。いובה、日本の社会保障制度は、制度としてでき上がりつつはございますけれども、まだ若く、熟していないわけでございますので、一概に日仏の比較を形式的にいたしましたとしても、意味はないのではないかとおもうのでございます。その証拠に、振替所得の増加率が非常に顕著な増加を見ておりますことは、御案内のとおりでございます。私ども、いま直ちに、そういう問題意識を持ちまして、特に社会保障給付を上げなければならぬというようにお考えしておりません。(拍手)
○国務大臣(田中正巳君) 田口さんにお答え申し上げます。

昭和五十年三月十四日 衆議院会議録第十一号

国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する田口一男君の質疑

三三六

老齢福祉年金の性格については、ただいま総理が申し上げましたから繰り返しません。

そこで、福祉年金の性格はさることながら、なお給付額の向上を図る必要があると思われま

が、従来のような一般会計のみに依存するよう

なやり方では、これ以上余り多くを期待できない

ので、したがって、目下給付向上のための財源

及び財政方式を検討中でありま

す。いまいろいろと御心配をいただきましたが、その手法につ

いては、まだ決まってお

りません。

大蔵大臣から御説明がありました

が、国民所得に対する社会保障給付費の割合でござ

います。わが国の社会保障は、その特色として、や

ついでに、五十一年度に財政再計算を行うこと

にいたしております。ちなみに、この財政再計算

は、本来は五十三年のつもりでござ

いましたが、現下の情勢にかんがみて、二年繰り上げてこれを

やるということでありま

す。ナショナルミニマム的な考え方の導入という

のは、理想的には望ましいことだと思

いますが、お説のように、最低保障六万円というの

は、たゞいま直ちに実施することは困難だと思

われま

す。福祉年金と経過年金を三万円程度にし

るというお話については、総理からたゞいまお

話がありますが、私には、三万円をい

ます。賃金スライドを四月に実施し

るということでありま

す。わが国の労働事情から、賃金をス

ライドの指標に導入することは簡単

ではないかと思われま

す。なお物価スライドを続けてい

って、一定の期間の財政再計算期

に、諸般の状況を見て、年金額の改

定を行うという従来の手法の方が、

合理的であると思われま

す。また、物価スライドの指標とな

る年度間の物価上昇率が判明する

のは五月初めでありま

す。四月から実施せよというの

は無理だと思われま

す。わが国の年金制度は、確かに、

いろいろな制度があ

って、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

ついでに、目的と沿革が違

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	三木 武夫君
法務大臣	稻葉 修君
大蔵大臣	大平 正芳君
厚生大臣	田中 正巳君
農林大臣	安倍晋太郎君
通商産業大臣	河本 敏夫君
運輸大臣	木村 陸男君
郵政大臣	村上 勇君
國務大臣	金丸 信君
國務大臣	佐々木義武君

出席政府委員

内閣法制局第四部長	別府 正夫君
-----------	--------

○朗読を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る七日、内閣を経由して郵政大臣村上勇君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和四十八年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和四十九年度第二・四半期における予算使用の状況

一、昨十三日、宮城国立国会図書館長から前尾議長あて、昭和四十八年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

昭和五十年三月十四日

衆議院会議録第十一号

朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、去る七日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
地方行政委員会
理事 片岡 清一君 (理事古屋亨君去る七日理事辞任につきその補欠)
理事 島田 安夫君 (理事小山省二君去る七日理事辞任につきその補欠)

商工委員会
理事 萩原 幸雄君 (理事稻村佐近四郎君去る七日理事辞任につきその補欠)
理事 前田治一郎君 (理事森下元晴君去る七日理事辞任につきその補欠)

運輸委員会
理事 西銘 順治君 (理事佐藤孝行君去る七日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員	瓦 力君	補欠	綿貫 民輔君
辞任	広沢 直樹君	補欠	矢野 絢也君
辞任	矢野 絢也君	補欠	広沢 直樹君
綿貫 民輔君	瓦 力君	補欠	綿貫 民輔君

社会労働委員	小宮 武喜君	補欠	神田 大作君
辞任	神田 大作君	補欠	小宮 武喜君
農林水産委員	中川利三郎君	補欠	諫山 博君
辞任	神田 大作君	補欠	小宮 武喜君
小宮 武喜君	神田 大作君	補欠	小宮 武喜君

商工委員	丹羽喬四郎君	補欠	小山 省二君
辞任	丹羽喬四郎君	補欠	小山 省二君

運輸委員

辞任	綿貫 民輔君	補欠	江崎 真澄君
平田 藤吉君	綿貫 民輔君	補欠	江崎 真澄君
江崎 真澄君	綿貫 民輔君	補欠	江崎 真澄君
藤山愛一郎君	丹羽喬四郎君	補欠	藤山愛一郎君

予算委員	江崎 真澄君	補欠	綿貫 民輔君
辞任	金子 満広君	補欠	田代 文久君
紺野与次郎君	平田 藤吉君	補欠	平田 藤吉君
正木 良明君	坂井 弘一君	補欠	坂井 弘一君
矢野 絢也君	廣沢 直樹君	補欠	廣沢 直樹君
山村新治郎君	松野 頼三君	補欠	松野 頼三君
綿貫 民輔君	江崎 真澄君	補欠	江崎 真澄君
坂井 弘一君	正木 良明君	補欠	正木 良明君
廣沢 直樹君	矢野 絢也君	補欠	矢野 絢也君

決算委員	坂井 弘一君	補欠	正木 良明君
辞任	正木 良明君	補欠	坂井 弘一君
議院運営委員	瓦 力君	補欠	綿貫 民輔君
辞任	瓦 力君	補欠	綿貫 民輔君
懲罰委員	松野 頼三君	補欠	藤山愛一郎君
辞任	松野 頼三君	補欠	藤山愛一郎君
地方行政委員	不破 哲三君	補欠	林 百郎君
辞任	不破 哲三君	補欠	林 百郎君
法務委員	小坂徳三郎君	補欠	綿貫 民輔君
辞任	綿貫 民輔君	補欠	小坂徳三郎君

社会労働委員	瓦 力君	補欠	小坂徳三郎君
辞任	小坂徳三郎君	補欠	瓦 力君
農林水産委員	金子 岩三君	補欠	近藤 鉄雄君
辞任	野坂 浩賢君	補欠	野坂 浩賢君
美濃 政市君	安井 吉典君	補欠	安井 吉典君
諫山 博君	栗田 翠君	補欠	栗田 翠君
神田 大作君	小宮 武喜君	補欠	小宮 武喜君
近藤 鉄雄君	金子 岩三君	補欠	金子 岩三君
上原 康助君	野坂 浩賢君	補欠	野坂 浩賢君
安井 吉典君	美濃 政市君	補欠	美濃 政市君
栗田 翠君	諫山 博君	補欠	諫山 博君
小宮 武喜君	神田 大作君	補欠	神田 大作君

予算委員	田代 文久君	補欠	不破 哲三君
辞任	中川利三郎君	補欠	松本 善明君
平田 藤吉君	津金 佑近君	補欠	津金 佑近君
田代 文久君	田代 文久君	補欠	田代 文久君
中川利三郎君	松本 善明君	補欠	松本 善明君
平田 藤吉君	津金 佑近君	補欠	津金 佑近君

社会労働委員	野坂 浩賢君	補欠	野坂 浩賢君
辞任	森井 忠良君	補欠	美濃 政市君
森井 忠良君	神田 大作君	補欠	神田 大作君
小宮 武喜君	稲葉 誠一君	補欠	稲葉 誠一君
野坂 浩賢君	森井 忠良君	補欠	森井 忠良君
美濃 政市君	小宮 武喜君	補欠	小宮 武喜君
神田 大作君	小宮 武喜君	補欠	小宮 武喜君

社会労働委員	野坂 浩賢君	補欠	野坂 浩賢君
辞任	森井 忠良君	補欠	美濃 政市君
森井 忠良君	神田 大作君	補欠	神田 大作君
小宮 武喜君	稲葉 誠一君	補欠	稲葉 誠一君
野坂 浩賢君	森井 忠良君	補欠	森井 忠良君
美濃 政市君	小宮 武喜君	補欠	小宮 武喜君
神田 大作君	小宮 武喜君	補欠	小宮 武喜君

社会労働委員	野坂 浩賢君	補欠	野坂 浩賢君
辞任	森井 忠良君	補欠	美濃 政市君
森井 忠良君	神田 大作君	補欠	神田 大作君
小宮 武喜君	稲葉 誠一君	補欠	稲葉 誠一君
野坂 浩賢君	森井 忠良君	補欠	森井 忠良君
美濃 政市君	小宮 武喜君	補欠	小宮 武喜君
神田 大作君	小宮 武喜君	補欠	小宮 武喜君

昭和五十年三月十四日 衆議院會議録第十一号 朗読を省略した議長の報告

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 佐々木良作君 補欠 折小野良一君
折小野良一君 佐々木良作君

外務委員

辞任 中村 梅吉君 補欠 綿貫 民輔君
綿貫 民輔君 中村 梅吉君

社会労働委員

辞任 小林 正巳君 補欠 中村 梅吉君
中村 梅吉君 小林 正巳君

予算委員

辞任 安里積千代君 補欠 佐々木良作君
佐々木良作君 安里積千代君

内閣委員

辞任 鈴木 康雄君 補欠 正木 良明君
正木 良明君 鈴木 康雄君

予算委員

辞任 正木 良明君 補欠 鈴木 康雄君
鈴木 康雄君 正木 良明君

地方行政委員

辞任 林 百郎君 補欠 小林 政子君
小林 政子君 林 百郎君

法務委員

辞任 木村 武雄君 補欠 増岡 博之君
増岡 博之君 木村 武雄君

濱野 清吾君

越智 伊平君 村岡 兼造君
増岡 博之君 中垣 國男君
村岡 兼造君 木村 武雄君
綿貫 民輔君 千葉 三郎君

大蔵委員

辞任 小林 政子君 補欠 東中 光雄君
坂口 力君 田中 昭二君
東中 光雄君 小林 政子君
田中 昭二君 坂口 力君

社会労働委員

辞任 瓦 力君 補欠 千葉 三郎君
小林 正巳君 中垣 國男君
住 栄作君 濱野 清吾君
高橋 千寿君 木村 武雄君
島本 虎三君 米内山義一郎君
小宮 武喜君 神田 大作君
木村 武雄君 高橋 千寿君
千葉 三郎君 瓦 力君

農林水産委員

辞任 米内山義一郎君 補欠 島本 虎三君
神田 大作君 小宮 武喜君
米内山義一郎君 島本 虎三君
神田 大作君 小宮 武喜君

農林水産委員

辞任 米内山義一郎君 補欠 島本 虎三君
神田 大作君 小宮 武喜君
米内山義一郎君 島本 虎三君
神田 大作君 小宮 武喜君

農林水産委員

辞任 田中 昭二君 補欠 坂口 力君
坂口 力君 田中 昭二君

通信委員

辞任 田中 昭二君 補欠 坂口 力君
坂口 力君 田中 昭二君

通信委員

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 中路 雅弘君 補欠 林 百郎君
諫山 博君 補欠 紺野与次郎君
紺野与次郎君 諫山 博君

法務委員

辞任 諫山 博君 補欠 紺野与次郎君
紺野与次郎君 諫山 博君

社会労働委員

辞任 伊東 正義君 補欠 田村 元君
加藤 紘一君 德安 實藏君
粕谷 茂君 中村 寅太郎君
住 栄作君 大柴 滋夫君
田邊 誠君 伊東 正義君
染谷 誠君 加藤 紘一君
田村 元君 粕谷 茂君
田邊 誠君

農林水産委員

辞任 愛野興一郎君 補欠 綿貫 民輔君
金子 岩三君 森下 元晴君
島田 安夫君 増岡 博之君
染谷 誠君 水野 清君
増岡 博之君 島田 安夫君
水野 清君 染谷 誠君
森下 元晴君 金子 岩三君
綿貫 民輔君 愛野興一郎君

農林水産委員

辞任 愛野興一郎君 補欠 綿貫 民輔君
金子 岩三君 森下 元晴君
島田 安夫君 増岡 博之君
染谷 誠君 水野 清君
増岡 博之君 島田 安夫君
水野 清君 染谷 誠君
森下 元晴君 金子 岩三君
綿貫 民輔君 愛野興一郎君

農林水産委員

辞任 玉置 一徳君 補欠 河村 勝君
河村 勝君 玉置 一徳君

農林水産委員

辞任 石井 一君 補欠 塩川正十郎君
田村 元君 吉永 治市君
德安 實藏君 前田治一郎君

農林水産委員

辞任 石井 一君 補欠 塩川正十郎君
田村 元君 吉永 治市君
德安 實藏君 前田治一郎君

中村 寅太郎君

紺野与次郎君 林 百郎君
河村 勝君 玉置 一徳君
塩川正十郎君 石井 一君
渡海元三郎君 中村 寅太郎君
前田治一郎君 德安 實藏君
吉永 治市君 田村 元君
林 百郎君 紺野与次郎君
玉置 一徳君 河村 勝君

通信委員

辞任 高橋 千寿君 補欠 笠岡 喬君
大柴 滋夫君 田邊 誠君
池田 禎治君 小沢 貞孝君
笠岡 喬君 高橋 千寿君
田邊 誠君 大柴 滋夫君
池田 禎治君 小沢 貞孝君

通信委員

辞任 小沢 貞孝君 補欠 池田 禎治君
池田 禎治君 小沢 貞孝君

農林水産委員

辞任 岩垂寿喜男君 補欠 江田 三郎君
岡本 富夫君 小川新一郎君
江田 三郎君 岩垂寿喜男君
小川新一郎君 岡本 富夫君

農林水産委員

一、去る四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

一、去る四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

農林水産委員

(議案提出)
奥田 敬和君 補欠 足立 篤郎君

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（荒木宏君外二名提出）

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案（橋本龍太郎君外十名提出）

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

刑事補償法の一部を改正する法律案

一、去る七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

許可、認可等の整理に関する法律案

日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

学校教育法の一部を改正する法律案（藤波孝生君外四名提出）

私立学校法等の一部を改正する法律案（藤波孝生君外四名提出）

地方陸上交通事業維持整備法案（久保三郎君外二十九名提出）

中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法案（久保三郎君外二十九名提出）

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案（久保三郎君外二十九名提出）

中小民営交通事業金融公庫法案（久保三郎君外二十九名提出）

一、昨十三日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

山村振興法の一部を改正する法律案（坂村吉正君外十二名提出）

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

（議案受領）

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

化に関する法律案

一、昨十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案

（議案付託）

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

刑事補償法の一部を改正する法律案（内閣提出 第四八号）

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案（橋本龍太郎君外十名提出、衆法第四号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（荒木宏君外二名提出、衆法第三号）

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

許可、認可等の整理に関する法律案（内閣提出 第四九号）

日本放送協会昭和四十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案（阿部憲一君外一名提出、参法第三号）（予）

地方行政委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

学校教育法の一部を改正する法律案（藤波孝生君外四名提出、衆法第五号）

私立学校法等の一部を改正する法律案（藤波孝生君外四名提出、衆法第六号）

以上二件 文教委員会 付託

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

山村振興法の一部を改正する法律案（坂村吉正君外十二名提出、衆法第一号）

農林水産委員会 付託

地方陸上交通事業維持整備法案（久保三郎君外二十九名提出、衆法第七号）

中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法案（久保三郎君外二十九名提出、衆法第八号）

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案（久保三郎君外二十九名提出、衆法第九号）

中小民営交通事業金融公庫法案（久保三郎君外二十九名提出、衆法第一〇号）

以上四件 運輸委員会 付託

一、昨十三日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（佐々木静子君外一名提出、参法第四号）（予）

内閣委員会 付託

（条約送付）

一、去る四日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

日本国と中華人民共和国との間の海運協定の締結について承認を求めるの件

（議案送付）

一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和五十年年度一般会計予算
昭和五十年年度特別会計予算
昭和五十年年度政府関係関係予算
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
入場税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（荒木宏君外二名提出）

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案（橋本龍太郎君外十名提出）

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案（藤波孝生君外四名提出）

私立学校法等の一部を改正する法律案（藤波孝生君外四名提出）

一、昨十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方陸上交通事業維持整備法案（久保三郎君外二十九名提出）

中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法案（久保三郎君外二十九名提出）

交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案（久保三郎君外二十九名提出）

中小民営交通事業金融公庫法案（久保三郎君外二十九名提出）

山村振興法の一部を改正する法律案（坂村吉正君外十二名提出）

（質問書提出）

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

戦災傷病者に対する特別援護措置に関する再質問主意書（渡辺武三君提出）

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

不動産登記法第百五条についての法務省民事局長通達に関する質問主意書（大出俊君提出）

昭和五十年三月十四日 衆議院會議録第十一号

道路運送車両法の一部を改正する法律案及び同報告書 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 三三〇

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十年二月七日

内閣総理大臣 三木 武夫

道路運送車両法の一部を改正する法律
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第百二条第一項の表第一号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第二号中「二百円」を「四百円」に改め、同表第三号中「行なう」を「行」に、「二百円」を「四百円」に改め、同表第四号中「千円」を「二千円」に改め、同表第五号中「五百円」を「九百円」に改め、同表第六号中「六百円」を「千円」に改め、同表第七号中「七百円」を「千四百円」に改め、同表第八号中「四百円」を「四百円」に改め、同表第九号中「一万五千元」を「二十二万円」に改め、同表第十号中「四千元」を「一万二千元」に改め、同表第十一号中「六千元」を「二万二千元」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

自動車需要の動向と自動車の登録、検査等に関する事務の処理に要する経費の増加の勢とにかんがみ、自動車の登録、検査等に関する手数料の額の範囲を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、自動車需要の動向と自動車の登録、検査等に関する事務の処理に要する経費の増加の勢とにかんがみ、本法第百二条第一項の表各号に定める自動車の登録、検査等に関する手数料の額の範囲を次のとおり改めようとするものである。

一 新規登録

- 二 変更登録、移転登録又は第十六条第一項のまつ消登録
- 三 陸運局長が行う臨時運行の許可
- 四 回送運行許可証の交付
- 五 登録事項等証明書交付
- 六 自動車整備士の技能検定
- 七 新規検査、継続検査、分解整備検査、構造等変更検査又は予備検査
- 八 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章又は自動車予備検査証の再交付
- 九 自動車の型式指定
- 十 優良自動車整備事業者の認定
- 十一 指定自動車整備事業者の指定

二 議案の可決理由

本案は、自動車の登録、検査等に関する事務を円滑に遂行するための経費の財源を確保するため妥当なものとして認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十年三月十三日

運輸委員長 木部 佳昭

衆議院議長 前尾繁三郎殿

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十年二月十五日

内閣総理大臣 三木 武夫

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「豚肉」の下に、「牛肉」を加え、「牛肉を除く。」を削る。

本改正案

本改正案	現行
六百円	三百円
四百円	二百円
四百円	二百円
二千円	千円
九百円	五百円
千円	六百円
千四百円	七百円
四百円	百円
二十二万円	一万五千元
一万二千元	四千元
二万二千元	六千元

第四十条中「又は指定食肉」の下に「牛肉を除く。」を加え、「こえて」を「超えて」に、「代る」を「代わる」に改める。

第四十一条中「こえて」を「超えて」に改め、「政令で定める食肉」の下に「及び輸入に係る牛肉」を加え、「次条まで」を「この項、次条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業団は、前項本文に規定する場合のほか、その保管する牛肉を、指定食肉たる牛肉(当該家畜を含む。)の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、当該家畜の生産及び当該牛肉の消費の安定を図ることを旨として農林大臣が指示する方針に従つて、政令で定めるところにより中央卸売市場において売り渡すことができる。ただし、中央卸売市場において売り渡すことが著しく不適当であると認められる場合において、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第四十二条の二を削る。

第四十三条中「若しくは前条第一項」を削り、同条第三号中「又は前条第一項」を削り、同条第四号中「又は前条第一項」を削り、「行なわれた」を「行

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行に伴う安定価格の決定に関する手続は、この法律の施行前においても行うことができる。

3 この法律の施行の日の属する会計年度の指定食肉たる牛肉の安定価格の決定については、第三条第一項中「毎会計年度、当該年度の開始前」とあるのは、「畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第号)の施行後速やかに」とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条」を「第四十一条、第四十二条から第四十四条まで」に改める。

理由

最近における肉用牛の生産事情の変化、牛肉の需要及び価格並びに国際市場の動向等に対処して、牛肉の価格の安定を図ることにより、肉用牛の生産の振興と国民の食生活の改善に資するため、一定の規格に適合する牛肉を指定食肉に追加し、畜産振興事業団にその買入れ、売渡し等の業務を行わせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、一定の規格に適合する牛肉を指定食肉に追加し、畜産振興事業団にその買入れ、売渡し等の業務を行わせることにより、牛肉の価格と需給の安定を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 牛肉の指定食肉への追加
農林省令で定める規格に適合する牛肉を指定食肉に追加すること。
2 畜産振興事業団の保管する牛肉の売渡し
(1) 畜産振興事業団は、指定食肉たる牛肉の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、その保管する牛肉を、売り渡すものとする。

(2) 畜産振興事業団は、(1)によるほか、その保管する牛肉を、農林大臣が指示する方針に従つて、売り渡すことができるものとする。
3 その他
その他所要の規定の整備を行うこと。
二 議案の可決理由
本案は、牛肉の価格安定を図る措置として妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、日本共産党・革新共同の津川武一君外二名より、畜産振興事業団は、学校給食等に供するため、その保管する指定食肉及び輸入食肉を、その買入価格よりも低い価格で売り渡すことができる旨等を内容とする修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して安倍農林大臣から「政府としては賛成しがたい。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
昭和三十二年三月十三日
農林水産委員長 澁谷 直藏
衆議院議長 前尾繁三郎殿

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあつては左記事項について万全の措置を講ずべきである。

一 指定牛肉たる牛肉の規格に乳麩牛等の肉を含めるよう努めること。
二 牛肉の安定価格については、生産費と所得に十分配慮し、肉用牛の再生産の確保が十分に図られるように決定すること。

三 畜産振興事業団の指定食肉の買入れにあつては、生産者団体の調整販売等を前提とする産地買入れを優先させるとともに生産者の手取価格が同一水準になるよう努力すること。
四 牛肉の輸入については、的確な需給見通しに基づき必要最少限度にとどめるとともに本法施行後事業団が一元的に取り扱うよう努めること。

また、輸入牛肉等の放出にあつては、国内市況に悪影響を及ぼすことのないようその数量及び価格について慎重な配慮のもとに行うこと。
五 事業団による国内産牛肉の売買操作が円滑に実施されるよう事業団に対し国の出資を計画的に増加するとともに、事業団の繰越損が累積した場合においては、政府の増資又は一般会計よりの補

てんにより処理すること。
六 牛肉の供給の長期的安定を図るため、いたずらに輸入に依存することなく飼料基盤の整備、肉用牛の改良増殖その他肉用牛の振興対策を積極的に講じ、自給率の向上を図ること。
七 牛肉の流通機構の合理化を図るため、食肉処理保管施設及び輸送施設の整備拡充並びに卸小売業の近代化等の諸施策を強力に実施すること。

特に、本制度による牛肉の卸売価格の安定の効果が生産者価格の安定にもつながるよう小売業の経営の合理化、適正な表示の促進等について必要な措置を講ずること。
八 本法の施行に関連し現行の肉用牛価格安定事業及び乳用雄肥育素牛価格安定事業等の整備拡充を図ること。
九 本法の運用にあつては、牛肉の消費の安定にも十分配慮すること。

山村振興法の一部を改正する法律案
提出者
坂村 吉正 笠岡 喬
栗原 祐幸 澁谷 直藏
中川 一郎 野原 正勝
藤本 孝雄 渡辺美智雄
井上 泉 芳賀 貢
美濃 政市 瀬野栄次郎
稻富 稔人
賛成者
足立 篤郎外六十九名

山村振興法の一部を改正する法律
山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この法律は、山村におけるこの法律は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が、整備等が」を「整備等」に改める。
第三条第三号中「あわせて」を併せてに改め、同条第四号中「雪害」の下に「林野火災」を加え、同条第五号中「整備」の下に「医療の確保、集落の整備」を加える。

第六号第一項中「行なわなければ」を行わなければに改め、同条第二項中「行なう」を行なうに改め、同条第二項中「農林大臣を通じて」を削り、同条第三項中「行なう」を行なうに改め、同条第一項中「意見をきいて」を意見を聴いてに改め、同条第二項中「農林大臣を通じて」を削り、同条第三項中「行なう」を行なうに改め、同条第一項中「農林大臣を通じて」を削り、同条第二項中「山村振興対策審議会の意見をきく」とともに「を削る」。

第九号第一項中「かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて」を削る。
第十一条を第十六条とし、第十条の次に次の五条を加える。
(基幹道路の整備)
第十一条 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(振興山村とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む)の政令で定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの(以下この条において「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

第十二条 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者

昭和三十二年三月十三日
衆議院会議録第十一号

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
三三一

昭和五十年三月十四日 衆議院會議録第十一号

山村振興法の一部を改正する法律案及び同報告書

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下この条において「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号。以下この条において「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下この条において「国の負担割合」という。)がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲

げる国の負担割合を超えるものにあつては第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(住宅金融公庫からの資金の貸付け)
第十二条 住宅金融公庫は、山村振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画のつとめて振興山村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

第十三条 農林漁業金融公庫は、振興山村において農業(畜産業を含む)、林業又は漁業を営む者に対し、その者が農林省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。
(医療の確保)
第十四条 国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、診療所の設置、定期的な巡回診療、保健婦の配置等の事業が実施されるよう努めなければならない。

(地域文化の保存)

第十五条 国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産を保存するため、適切な措置が講ぜられるよう努めなければならない。
附則第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の次に五条を加える改正規定中第十条に係る部分は、昭和五十一年四月一日から施行する。
2 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の二第二項中「公庫は」の下に「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)に基づく山村振興計画又は」を、「のつとつての下に」振興山村の住民又は」を加え、「附随を付随」に、「すえおき期間を据置期間」に改める。

3 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。
第十八条第三項中「近代化」の下に「若しくは振興山村」を加える。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第十八条第一十八条の三関係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十八条関係)」に改め、同表の第九号中「過疎地域対策緊急措置法」を「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)」第十三条又は過疎地域対策緊急措置法」に改める。

理由

山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和六十年三月三十一日まで延長するとともに、振興山村における基幹道路の整備並びに住宅の建設及び農林漁業の振興を促進するために必要な資金の融通について特別の措置を講ずること等により山村振興対策の充実を図る必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四十二億円の見込みである。

山村振興法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外十二名提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を延長するとともに、山村振興対策の充実を図ろうとするもので、その主要内容は次のとおりである。
(一) 目的規定において、山村の担っている役割を明らかにすること。
(二) 山村振興の目標に医療の確保及び集落の整備を図ること等を追加すること。
(三) 基幹道路の整備については、都道府県がその事業等を代行することができることとし、この場合には、その経費について後進地域の国の負担割合の特例の適用を受けることとする。

(四) 国及び地方公共団体は、振興山村内の無医地区における医療の確保に努めなければならないこと。
(五) 住宅金融公庫は、集落の整備に関する事項に係る計画のつとめて行う住宅の建設等が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をすること。
(六) 農林漁業金融公庫は、農林漁業を営む者に對し、経営改善計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うこと。
(七) 国及び地方公共団体は、山村の文化的所産を保存し、向上させるための適切な施策を講ずること。
(八) 振興山村の指定及び山村振興計画の策定手続き等の簡素化を図ること。
(九) 山村振興法の有効期限を昭和六十年三月三

(数) 事業収支差金	△	21,579,000千円
(資) 本収入		
(項) 減価償却引当金		37,757,000千円
前期繰越金		12,990,000千円
前年度繰越金		8,700,000千円
放送債券償還積立資産もどし入れ		381,000千円
放送債券償還積立資産もどし入れ		886,000千円
長期借入金		6,000,000千円
資本支出		8,800,000千円
建設費		16,178,000千円
放送債券償還積立資産		13,000,000千円
放送債券償還積立資産		1,298,000千円
貸付金		1,880,000千円
債権運金		130,884,700千円
特別支出を除いた経常事業収入は		130,884,700千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は
152,689,280千円であり、経常事業収支差金は		-21,704,530千円である。
この経常事業収支差金は、事業収支における特別収入と特別支出の差額		125,630千円および資本収入と資本支出の差額
21,579,000千円をもって補てんする。		

昭和50年度事業計画

(外) (中) 解 説

- 1 計画概説

昭和50年度における日本放送協会の事業運営は、前年度以来の社会、経済情勢の激しい変動により、極めて困難かつ重大な事態に際しているが、受信料の月額を前年度どおりに据え置くこととし、極力業務の合理化、効率性を推進しつつ、国民の要望にこたえるため、テレビジョン、ラジオ放送の全国普及にとあわせて、すべての放送を実施して、公共放送の使命を果たすこととする。

 - (1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも受信者の要望にこたえて全国あまねく受信できるように、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網、ラジオにおいては、超短波放送網の建設を行う。
 - (2) 放送番組については、テレビジョン、ラジオ放送の番組内容を刷新するほか、カラーテレビジョン放送時間を増加する。
 - (3) また、ローカル放送においては、地域社会の実情に即応した番組を編成する。
 - (4) 放送番組の利用については、教育、教養番組の刷新に即応して、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。
 - (5) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化と視聴者態様の多様化、複雑化に即応した事業活動を推進し、受信者の開発にこたえ、受信者の理解と協力をうめるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。
 - (6) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の刷新を行う。
 - (7) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を行うとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。
 - (8) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化をいっそう積極的に推進し、企業効率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。
- 2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に72億7,300万円、放送設備の整備に26億9,900万円、研究設備の整備等に30億2,800万円、総額130億円をもって施行する。

- (1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域の解消を図るため、180地区にテレビジョン局の建設を完成し、180地区の建設に着手するとともに、沖縄県宮古、八重山地区において、教育テレビジョン局も局の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、800施設を設置する。また、前年度に引き続き、風城放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行うほか、テレビジョン放送機器の整備等を行う。
- (2) ラジオ放送網計画

超短波放送について10局の建設を完成し、10局の建設に着手するほか、ラジオ放送機器の整備等を行う。
- (3) 放送設備整備計画

これらに要する経費は、5億5,000万円である。
- (4) 放送設備更新計画

老朽の著しい放送設備を更新するほか、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行う。これらに要する経費は、26億9,900万円である。
- (5) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行うほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舍の整備等を行う。これらに要する経費は、30億2,800万円である。
- 3 事業運営計画
 - (1) 役員および給与

役員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、前年度どおり総員を16,560人とする。
 - (2) 国内放送

ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の刷新にこたえ、教育放送は、1日18時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に編成する。なお、カラーテレビジョン放送時間は、教育テレビジョンにおいて1日1時間増加し、前年度の23時間30分に対し、24時間30分とする。ローカル放送においては、1日1時間30分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の編成を行う。

イ ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、全般にわたる番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行う。また、超短波放送は、1日18時間の放送時間により、風城を基本とするニュース、イソノメーション番組等ローカル放送およびその特性を生かした音楽番組を編成する。

ロ 放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあわせて、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

なお、東京、大阪におけるUHFテレビジョン放送試験局については、その放送を休止する。
- 4 経費

このため、番組関係に要する経費の総額は、238億3,836万1千円である。すなわち、番組制作に210億2,821万4千円、番組の編成企画その他に28億1,514万7千円である。

イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

ロ これに要する経費は、89億6,459万1千円である。

ハ 通信施設関係については、前年度44億5,769万6千円に対し、6,095万4千円の増額となり、

総額 45 億 1,865 万円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度 315 億 8,357 万 7 千円に対し、57 億 3,802 万 5 千円の増額となり、総額 373 億 2,160 万 2 千円である。

(3) 国際放送

国際放送については、1 日 37 時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度 8 億 4,547 万 6 千円に対し、1 億 165 万 9 千円の増額となり、総額 9 億 4,713 万 5 千円である。

(4) 営業関係

営業関係については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進することとし、協会事業の周知、電波障害対策等受信の改善を積極的に行なうとともに、極力、受信契約者の維持開発につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度 149 億 4,635 万 1 千円に対し、35 億 6,686 万 7 千円の増額となり、総額 185 億 1,321 万 8 千円である。すなわち、広報および受信改善関係に 15 億 7,734 万 2 千円、契約収納関係に 152 億 7,187 万 6 千円、未収受信料欠損償却費に 16 億 6,400 万円である。

(5) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民生活時間調査、番組視聴状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送衛星に関する開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度 17 億 3,079 万 6 千円に対し、1 億 1,301 万 9 千円の増額となり、総額 18 億 4,381 万 5 千円である。

(6) 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度 145 億 9,380 万 7 千円に対し、26 億 5,429 万 9 千円の増額となり、総額 172 億 4,790 万 6 千円である。すなわち、一般管理に 15 億 8,111 万 7 千円、施設の維持管理に 30 億 1,297 万 8 千円、職員の厚生保健に 81 億 1,109 万 1 千円、退職手当その他に 45 億 9,272 万円である。

(7) 減価償却費および財務関係

減価償却費 129 億 9,000 千円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費 46 億 2,726 万円および予備費 11 億円を計上する。

(8) 特別収入および特別支出関係

特別収入は、固定資産売却益等 4 億 9,498 万円を計上する。特別支出は、固定資産売却損等 3 億 6,945 万円を計上する。

なお、本年度に繰り越すこととした長期借入金返還金 87 億円については、事業支出に充てることとする。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 50 年度	昭和 49 年度	増	減
区	年度初頭契約者数	4,734,000	6,264,000	▲	1,530,000
	年度内新規契約者数	770,000	888,000	▲	118,000
	年度内廃止契約者数	1,900,000	2,413,000	▲	513,000
	年度内増加契約者数	1,130,000	1,530,000	▲	400,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 50 年度	昭和 49 年度	増	減
区	年度初頭免除者数	408,000	325,000	83,000	83,000
	年度内新規免除者数	125,000	114,000	11,000	11,000
	年度内廃止免除者数	39,000	31,000	8,000	8,000
	年度内増加免除者数	86,000	83,000	3,000	3,000

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 50 年度	昭和 49 年度	増	減
区	年度初頭契約者数	20,490,000	18,290,000	2,200,000	2,200,000
	年度内新規契約者数	3,719,000	3,820,000	▲	101,000
	年度内廃止契約者数	1,919,000	1,620,000	299,000	299,000
	年度内増加契約者数	1,800,000	2,200,000	▲	400,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 50 年度	昭和 49 年度	増	減
区	年度初頭免除者数	79,000	46,000	33,000	33,000
	年度内新規免除者数	51,000	45,000	6,000	6,000
	年度内廃止免除者数	17,000	12,000	5,000	5,000
	年度内増加免除者数	34,000	33,000	1,000	1,000

(参考 1)

前記 4 のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

7 有料契約者見込数

区	分	昭和50年度	昭和49年度	増	減
年度内新規契約者数	年度内新規契約者数	86,000	101,000	△	15,000
	年度内廃止契約者数	10,000	8,000		2,000
	年度内増加契約者数	22,000	23,000	△	1,000
	年度内増加契約者数	12,000	15,000		3,000

1 受信料免除者見込数

区	分	昭和50年度	昭和49年度	増	減
年度内新規免除者数	年度内新規免除者数	5,080	4,880		200
	年度内廃止免除者数	310	210		100
	年度内廃止免除者数	10	10		0
	年度内増加免除者数	300	200		100

(2) カラー契約
7 有料契約者見込数

区	分	昭和50年度	昭和49年度	増	減
年度内新規契約者数	年度内新規契約者数	91,000	61,000		30,000
	年度内廃止契約者数	31,000	35,000		4,000
	年度内廃止契約者数	8,000	5,000		3,000
	年度内増加契約者数	23,000	30,000		7,000

1 受信料免除者見込数

区	分	昭和50年度	昭和49年度	増	減
年度内新規免除者数	年度内新規免除者数	460	260		200
	年度内廃止免除者数	200	200		0
	年度内廃止免除者数	0	0		0
	年度内増加免除者数	200	200		0

(参考2)
有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度内新規契約者数		4,734,000	20,490,000	25,224,000
年度内廃止契約者数		1,130,000	1,800,000	2,930,000
年度内増加契約者数		3,604,000	22,290,000	25,894,000

昭和50年度収支予算および事業計画に基づき本年度における資金計画は、次のとおりである。

- 1 本年度の入金額
受信料については、受信料収入予算1,279億7,343万1千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額1,251億5,801万6千円を予定する。
放送債券については、60億円発行による入金額59億4,000万円、長期借入金については、88億円を予定する。
このほか、国際放送関係等交付金収入3億5,011万4千円、受入利息等雑収入25億1,115万5千円、固定資産売却収入5億3,653万円、放送債券償還積立資産の増し入れ8億8,600万円、受信料前受金等37億5,642万2千円を見込む。
以上により入金額は、総額1,479億3,823万7千円である。
- 2 本年度の出金額
事業経費1,321億7,797万円、建設経費130億円、放送債券の償還18億8,000万円、放送債券償還積立資産への繰り入れ12億9,800万円、予備費11億円、支払利息等73億4,880万2千円をあわせ出金額は、総額1,567億8,477万2千円である。
- 3 資金の需要および調達を4半期にみれば、別表のとおりである。

別表 (単位 千円)

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合計
1. 前期末資金有高	前期末資金有高	14,300,000	8,329,279	6,332,939	5,586,033	—
	入金	32,987,213	33,060,479	43,473,174	38,417,371	147,938,237
2. 支出	支出	31,587,419	26,954,504	36,484,314	30,131,779	125,158,016
	入金	0	2,970,000	0	2,970,000	5,940,000
3. 出	出	91,705	85,586	85,916	86,907	350,114
	入金	311,247	909,998	311,247	978,663	2,511,155
4. 期末資金有高	期末資金有高	4,860	4,860	173,860	352,950	536,530
	入金	0	0	0	886,000	886,000
5. 出	出	991,982	135,531	1,417,337	1,211,072	3,756,422
	入金	38,957,934	35,056,319	44,220,080	38,549,939	156,784,772
6. 出	出	33,782,741	28,991,030	39,113,102	30,271,097	132,157,970
	入金	2,763,156	3,044,056	4,015,348	3,177,440	13,000,000
7. 出	出	30,000	210,000	30,000	1,610,000	1,880,000
	入金	0	0	0	1,298,000	1,298,000
8. 出	出	275,000	275,000	275,000	275,000	1,100,000
	入金	2,107,037	2,536,733	786,630	1,918,402	7,343,802
9. 出	出	8,329,279	6,332,939	5,586,033	5,453,465	—
	入金	—	—	—	—	—

日本放送協会昭和50年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
 放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和50年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。
 昭和50年2月

郵政大臣
 日本放送協会昭和50年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見
 日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和50年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当である。

なお、協会は、事業計画等の実施に当たつて下記の点に十分配慮するとともに、協会をとりまく経営環境が極めて厳しいことを認識し、将来における経営の健全化について今後更に検討を行うべきである。

記

1 昭和50年度収支予算は、事業収支において215億7,900万円の支出超過を生じているが、事業の運営に当たつては、受信料収入の確保と経費の効率的な使用に努め、この支出超過額を極力減少させるよう努力すべきである。

2 テレビジョン放送の難視聴解消については、国民の強い要望と放送の全国普及を図るべき協会の使命とにかんがみ、更に効率的にこれを実施するよう格段の努力を傾けるべきである。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和50年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を求めなければならないこととなつてゐるからである。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき承認を求めめるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和五十年年度収支予算、事業計画及び資金計画に基づき、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

なお、本件には、「おおむね適当である。」との郵政大臣の意見が付されてゐる。

二 本件の要旨

収支予算は受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の基本準則を示す総則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を記載してゐるものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 収支予算

1 受信料(前年度より)

普通契約	月額	三二五円
(前納)	六か月分	一九五〇円
カラー契約	月額	四六五円
(前納)	六か月分	二、七九〇円
(前納)	十二か月分	五、一〇〇円
ただし、沖縄県の区域においては、特例措置として		
普通契約	月額	二五〇円
(前納)	六か月分	一、五〇〇円
(前納)	十二か月分	二、七五〇円
カラー契約	月額	四〇〇円
(前納)	六か月分	二、四〇〇円
(前納)	十二か月分	四、〇〇〇円

2 事業収支

一、三二二億二、九六八万円

事業支出

一、五二九億〇、八六八万円

事業収支差金

△ 二一五億七、九〇〇万円

3 資本収支

資本収入 三十七億五、七〇〇万円

資本支出 一六億七、八〇〇万円

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は一、三〇八億三、四七〇万円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は一、五二五億三、九二二万円であり、その結果、経常事業収支差金は二一七億四、五三三万円の支出超過となつてゐる。

(二) 事業計画

1 建設計画

テレビジョンについては、その難視聴地域の解消を図るため、一八〇地区に中継局の建設を完成し、二二〇地区の建設に着手するとともに、沖縄県宮古、八重山地区において、教育テレビジョン局五局の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、八〇〇施設を設置する。また、区域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行うほか、テレビジョン放送機器の整備等を行う。

ラジオについては、超短波放送局一〇局の建設を完成し、一〇局の建設に着手するほか、ラジオ放送機器の整備等を行う。その他放送設備、研究設備及び一般施設の整備を行う。

2 事業運営計画

(1) 国内放送については、テレビジョン、ラジオの両放送とも番組内容を刷新するほか、教育テレビジョン放送においてカラー放送時間を一日一時間増加する。

(2) 国際放送については、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の刷新を計画する。

(3) 営業関係については、社会情勢の変化と視聴者態様の多様化、複雑化に即応した事業活動を推進して、受信者の開発につとめるとともに、協会事業の周知、受信の改善を積極的にを行い、受信契約者の維持増加を図る。

(三) 資金計画

1 年度内の入金額は総額一、四七九億三、八二二万七千円を予定しているが、その内訳は、受信料については受信料収入予算から年度内に収納に至らない額を控除した受信料収入額一、二五二億五、八〇一、一六六千円、放送債券については六〇億円発行による入金額五九億四、〇〇〇万円、長期借入金八八億四、〇〇〇万円の収入八〇億四、〇二二、一〇〇千円となつてゐる。

2 年度内の出金額は総額一、五六七億八、四七二万二千円を予定しているが、その内訳は、事業経費一、三二二億五、七九七、〇〇〇円、建設経費一三〇億円、放送債券の償還一八億八、〇〇〇万円及びその他の出金九七億四、六八〇万二千円となつてゐる。

3 本件の議決理由

日本放送協会の昭和五十年年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものとして認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のごとき附帯決議を付することに決した。

昭和五十年三月十三日

通信委員長代理 理事 加藤常太郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件に対する附帯決議

〔別紙〕

三三七

昭和五十年三月十四日 衆議院會議録第十一号 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び同報告書

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に
つとむべきである。
一 放送法の精神にのっとり、表現の自由と不偏
不党を確保すること。
一 難視聴解消対策を効率的に推進すること。
一 政府は、命令する国際放送の費用について、
十分な額の予算化を図ること。
一 協会は、受信契約者の維持増加を図るとも
に、将来における財政基礎を確立し、経営を健
全化するための対策を検討すること。
一 協会は、業務の効率的運営を推進するととも
に、職員の特遇改善についても配慮すること。
右決議する。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十年二月一日
内閣総理大臣 三木 武夫

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律
犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百
二号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「委員」を「委員のうち二人」に改
め、同條第二項中「委員長」を「委員長及び委員」に
改め、同條第三項中「委員長」を「委員長及び常勤
の委員」に、「行なつて」を行つてに改める。
第九條第二項中「委員」を「常勤の委員」に改め
る。
第十條第五項中「行なう委員」を「行つ常勤の委
員」に改める。

附則

1 (施行期日)
この法律は、昭和五十年四月一日から施行す
る。
2 (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十
四年法律第二百五十二号)の一部を次のように
改正する。
第一條第十三号の三の二を次のように改め
る。

十三の三の二 中央更生保護審査会の委員長
及び常勤の委員
第一條第二十一号を次のように改める。
二十一 中央更生保護審査会の非常勤の委員
別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委
員会の常勤の公益を代表する委員」を「中央更生

体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
保護審査会の常勤の委員
に改める。

理由

中央更生保護審査会の機能を強化するため、同
審査会の委員四人のうち二人を常勤とする必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、中央更生保護審査会の最近における
恩赦上申事件の著しい増加の傾向にかんがみ、
同審査会の機能を強化しようとするもので、そ
の主なる内容は次のとおりである。
1 中央更生保護審査会の委員四人のうち二人
を常勤とする。
2 委員長に事故ある場合は、常勤の委員がそ
の職務を代理する。
3 常勤の委員の給与を定めるため特別職の職
員の給与に関する法律の一部を改正する。
4 この法律は、昭和五十年四月一日から施行
する。

二 議案の可決理由
本案は、中央更生保護審査会の最近における
恩赦上申事件の著しい増加の傾向にかんがみ、
同審査会の機能を強化するための改正をしよう
とするものであり、妥当なものと認め、これを
可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

三 本案施行に要する経費
必要経費は、二千六十九万七千円である。
右報告する。
昭和五十年三月十四日
法務委員長 小宮山重四郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議
政府は、更生保護制度を社会、経済状況の変
化に対応しうるよう次の事項について速やかに
検討すべきである。

1 関係法律の整備、統合を行うこと。
2 更生保護施設の運営改善及び更生保護対象
者の拡大などについて必要な措置を講ずること。

3 保護司の実費弁償金並びに保護司関係経費
の大幅な増額を図ること。
二 政府は、選挙違反事件に関する恩赦につい
ては、今後とも一層その適正な運用に配慮すべ
きである。

定価 一部 一〇円

発行所 東京都港区赤坂英町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大代)

衆議院會議録第十号(一)中正誤

ページ 段行 誤 正
一六二 九 措置
一七四 四三 定員増をやめる 定員増をやめる
一八〇 一四 映劇等 演劇等
一八〇 四一〇 多数、 多数。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可